

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税及び森林環境税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊橋市は個人住民税及び森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊橋市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税及び森林環境税に関する事務
②事務の内容 ※	地方税法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、賦課期日(1月1日)時点において本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所や家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対して課税を行うものである。 ・課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税申告書等)を収集する。 ・課税資料の内容をデータ入力する。 ・課税資料から個人を特定した一意の番号で賦課期日現在の宛名情報とマッチングさせる。 ・賦課期日現在本市住民基本台帳登録がない者(以下「住登外者」という)については、住民票登録地を確認し、本市に課税権がないと判断された場合には、住民票登録地に課税資料を回送する。 ・同一納税義務者に課税資料が複数提出されている場合は、集計内容を確認・修正する。 ・扶養判定処理を行う。賦課期日現在他市区町村内に住所を有する被扶養者については、当該市区町村に対し、所得照会を行い、扶養要件を確認する。 ・賦課決定を行い、税額決定通知書を送付する。 ・特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 ・普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。 ・納税義務者から修正申告等がなされた場合には、課税情報を変更し、税額変更通知書を送付する。 ・特別徴収納税義務者が退職した場合等には、特別徴収義務者から異動届出書の提出を受けて異動処理を行い、特別徴収義務者に対し税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合に、納税義務者に対し納税通知書を送付する。 ・未申告者に対し、個人住民税申告の依頼通知を送付する。 ・生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け減免を行う。 ・賦課情報を収納管理システムで受け取り、収納情報に登録。各機関より納付書情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して公的給付支給等口座登録簿関係情報を取得し、還付金を振り込む。
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1 当初課税準備 (1)納税義務者登録機能 対象年度の課税処理等を行うための、基本情報を登録する。 (2)総括表作成機能 総括表を作成する。 (3)申告書出力機能 課税対象者に対する個人住民税申告書を送付する。 (4)課税資料登録機能 納税義務者等より提出される課税資料を登録する。 2 当初課税 (1)当初課税機能 申告情報等の各種資料の合算を行い、当初課税処理を行う。 (2)扶養否認登録機能 扶養対象でないことが判明した場合は、課税額の再計算を行う。 (3)納税管理人登録機能 当初課税対象者が死亡となった場合に、納税管理人を確認し登録を行う。 (4)当初通知書作成機能 納税義務者宛の当初納税通知書を作成する。 地方税法第294条第3項により、本市住民基本台帳登録されていない者で本市に住所を有する場合にその者を当該住民基本台帳登録がある者とみなして課税を行う(以下「住登外課税」という)旨を住民基本台帳の記録がある市町村へ通知する。 (5)住登外課税通知情報登録機能 他市町村から送付された住登外課税通知情報を登録する。 (6)調定表(当初)出力機能 当初課税処理結果を基にした調定表を送付する。 3 更正 (1)未申告／修正申告受付登録機能 未申告者に対する通知の作成、および未申告者からの申告書、または修正申告書等を受け、登

	録する。 (2)異動情報受付登録機能(特別徴収者) 特別徴収義務者から納税義務者の異動届出を受け、徴収方法の変更を行う。 (3)減免申請受付登録機能 減免の申請を受け、審査結果を登録する。 (4)更正(税額変更)機能 修正申告、減免等により税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行う。 (5)更正通知書作成機能 税額変更や徴収方法の変更が発生した者に対する更正通知書を作成する。 (6)調定表(更正)出力機能 4 発行 (1)各種証明書発行機能 所得証明書・課税(非課税)証明書を作成する。 (2)通知書発行機能 納税通知書、納税変更通知書、所得照会書を作成する。 5 照会 (1)賦課情報照会機能 課税台帳より、所得、控除、税額、期割等を照会する。事業所情報を照会する。 6 統計 (1)統計情報作成機能 都道府県に報告するための各種統計情報資料を作成する。 (2)統計資料作成 調定に必要な統計資料を作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (東三河広域連合介護保険システム、国保年金システム、福祉システム、保健衛生システム、住宅管理システム、国税連携システム、申告支援システム、eLTAXシステム、イメージ管理システム、収納管理システム)
システム2	
①システムの名称	申告支援システム
②システムの機能	1 各種データ取込 (1)宛名情報取込機能 対象年度の入力処理を行うための宛名情報を取り込む。 (2)課税資料情報取込機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を取り込む。 (3)社会保険料収納情報取込機能 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納情報を取り込む。 2 課税資料情報入力 (1)支払報告書情報入力機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を入力する。 (2)申告情報入力機能 申告内容に基づき所得情報や控除情報を入力し、確定申告書、または住民税申告書の作成を行う。 (3)課税資料チェック機能 各課税資料の関連チェックを行う。 (4)当初課税データ作成機能 個人住民税システムで取り込まれる当初課税用ファイルの作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (イメージ管理システム、国税連携システム)

システム3	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	1 申告書データ取込・仕訳 eLTAXで連携されてくる確定申告情報、付表情報を取り込み、設定したルールにより仕訳を行う。 2 課税資料情報入力 取り込んだ確定申告書情報に対し、画像を参照しながら不足情報の入力を行う。 所得税法に基づいたエラーチェックを行う。 3 発行 確定申告書の出力を行う。 4 団体間回送業務 他の地方公共団体へ課税用資料等を電子データとして送信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ eLTAXシステム、申告支援システム ）
システム4	
①システムの名称	イメージ管理システム
②システムの機能	1 イメージデータ管理機能 各種課税資料のイメージデータを管理する。 2 イメージデータスキャニング機能 各種課税資料をスキャニングし、イメージデータを作成する。 3 イメージデータ照会機能 各種課税資料のイメージデータを表示、印刷する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 申告支援システム ）

システム5

①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	1 賦課情報取込 (1)賦課情報登録機能 個人住民税業務より、賦課情報を受け取り、収納情報に登録する。 更正が行われた場合、更正処理後の賦課情報も受け取る。 2 収納 (1)消込機能 納税義務者又は各機関より各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 (2)還付、充当機能 還付、充当の対象者を抽出し、充当先がある場合は、充当処理を行い納税義務者へ充当通知書を送付する。充当先がない場合、該当納税者に関する還付を行い、収納情報を更新する。 公金受取口座を指定した場合、情報提供ネットワークシステムを利用して公的給付支給等口座登録簿関係情報を取得し、還付金を振り込む。 (3)督促機能 納期限を過ぎても納付が行われていない納税者を抽出し、督促状を出力する。 3 口座振替管理機能 納税者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、登録を行う。 4 滞納繰越 (1)滞納繰越機能 前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。 5 発行 (1)各種証明書発行機能 納税（付）証明書、完納証明書等を作成、交付する。 (2)納付書再発行機能 納付書を再発行する。 6 照会 (1)収納情報照会機能 該当の者に対する、課税・収納情報等を照会する。 7 返戻公示機能 居所不明者の納税通知書と督促状の状況を管理し、公示送達を行う。 8 会計資料作成 収納日計表、収納月計表等の各種会計資料が作成できる。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 （)

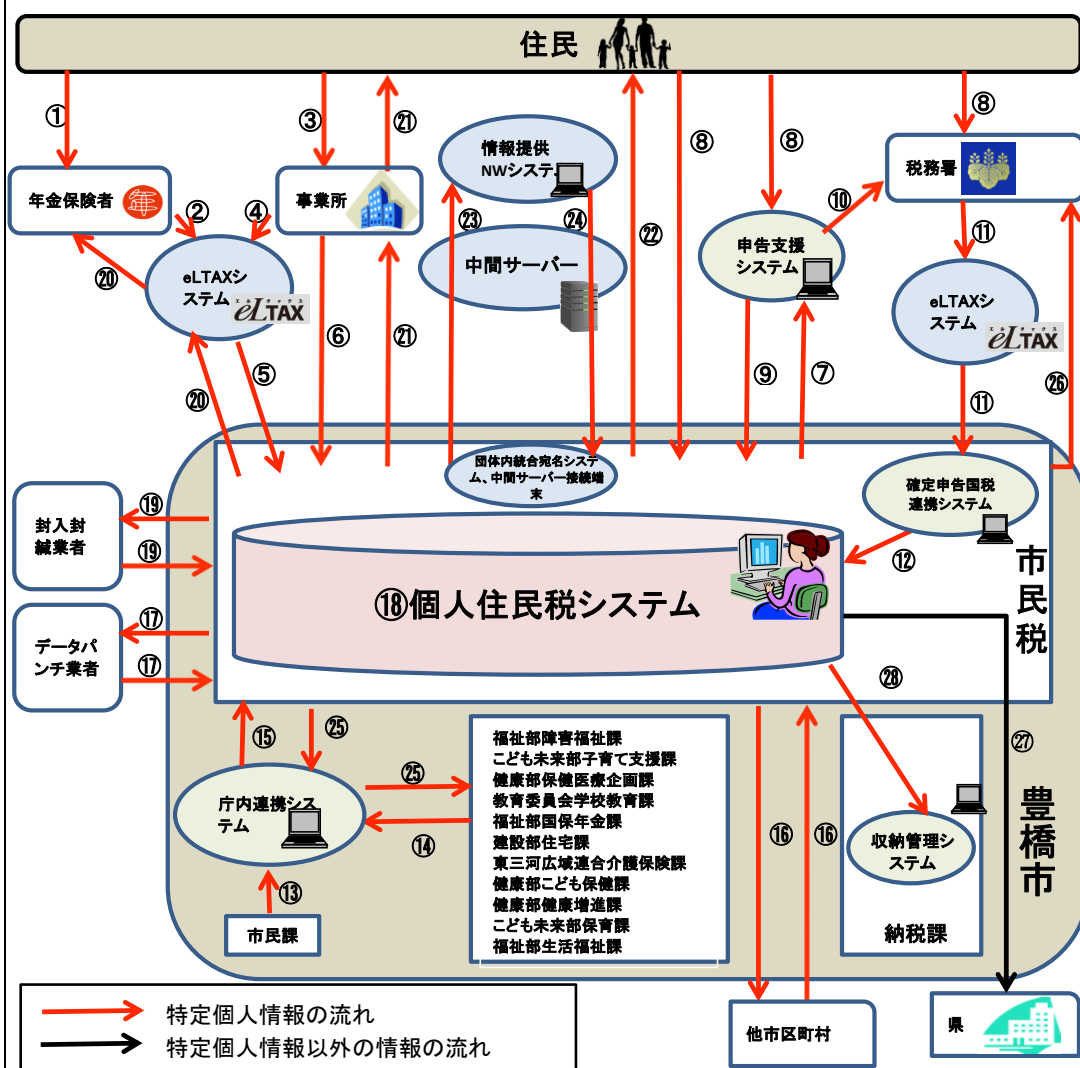
システム6

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1 宛名管理機能 既存業務システムから本市住民基本台帳に記録されている者の（以下「住登者」という）データ、住登外者データを受領し、番号連携サーバー内統合宛名データベースに反映を行う。 2 統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 3 符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は既存住民基本台帳システムへ送信する。 4 情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 5 情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバー、東三河広域連合介護保険システム、国保年金システム、福祉システム、保健衛生システム)

システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

3. 特定個人情報ファイル名	
課税情報ファイル、収納情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人住民税及び森林環境税の賦課にあたり、課税対象者の情報を正確に把握するため。
②実現が期待されるメリット	・個人の特定、名寄せを正確かつ効率的に行うことができる。 ・正確な所得の把握が可能となり、税負担の公平化が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条及び別表第24項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第1号、第8号、第9号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)に「地方税関係情報」が含まれる項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市民税課 、 財務部納税課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 現況届等提出
- ② 年金支払報告書、年金特別徴収停止通知データ送信
- ③ 扶養・配偶者、支払保険料等各種報告、申請書提出
- ④ 給与支払報告書、異動届、普通徴収から特別徴収への切替依頼書、所在地名称変更届等各種資料のデータ送信
- ⑤ ②④のデータ送信
- ⑥ 給与支払報告書、異動届、普通徴収から特別徴収への切替依頼書、所在地名称変更届等各種資料の紙媒体提出
- ⑦ 提出済み給与支払報告書、年金支払報告書、前年課税状況等の取り込み
- ⑧ 個人住民税申告書、確定申告書の提出
- ⑨ 申告データの取り込み
- ⑩ 確定申告書データを紙で打ち出し税務署へ送付
- ⑪ 確定申告書データの送付
- ⑫ 国税連携システムから受信した確定申告書データを税総合システムで取り込める形に修正し取り込み
- ⑬ 課税資料と住民情報との名寄せを行なうための住民票情報取得
- ⑭ 障害者情報、生活保護情報、国保・介護・後期高齢者医療保険の収納データ
- ⑮ ⑬⑭の取り込み
- ⑯ 住登外課税通知、各種資料回送
- ⑰ 各種課税資料のデータ入力委託
- ⑱ 收受した各種課税資料と課税資料バンクデータを住民票情報と照らし合わせ、課税対象者と課税資料を名寄せ。各課税資料の内容において、または各課税資料を突合し仮の課税情報を作成した際にエラー(元資料における計算誤りや突合したことにより生じる各資料間での矛盾等)が生じる場合、事業所に確認をとる等して、職員がエラーを訂正し、税額を確定。家屋敷課税対象者に対して課税。
- ⑲ 税額通知書の印刷、封入封緘委託
- ⑳ 年金特別徴収税額の通知、年金特別徴収停止通知の送付
- ㉑ 給与特別徴収税額の通知
- ㉒ 普通徴収税額の通知、家屋敷課税額の通知
- ㉓ 地方税情報の提供
- ㉔ 各種提供情報の取得
- ㉕ 市・県民税課税台帳情報ファイルの移転
- ㉖ 扶養是正情報等の送付
- ㉗ 課税状況調べ
- ㉘ 賦課情報を収納管理システムへ取り込み

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

課税情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人および本市に住所を有しないその配偶者、扶養者、専従者。 ・本市内に事業所又は家屋敷を有する個人で本市に住所を有しない者。 ・本市に住所を有しない者で所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)が本市に提出された者およびその配偶者、扶養者、専従者。	
	その必要性	賦課期日現在の住民を正確に把握し、課税資料に基づいて税額計算を行い、個人住民税及び森林環境税の公平かつ適正な賦課を行うため
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報、その他住民票関係情報:対象者の賦課期日現在の居住地、世帯情報、扶養者の対象区分(年齢)を把握するため保有。 ・連絡先:税額決定通知の送付先、税務調査等のために保有。 ・国税関係情報:対象者の確定申告書を課税資料の1つとして、個人住民税及び森林環境税の賦課決定を行うため保有。 ・地方税関係情報:課税の元となる所得、控除情報及び課税情報を保有。 ・医療保険関係情報:申告受付及び賦課決定の際に社会保険料控除額を確認するために保有。 ・障害者福祉関係情報:申告受付及び賦課決定の際に障害者控除額を確認するために保有。 ・生活保護関係情報:生活保護情報に基づき、非課税対象の有無、減免対象の有無を確認するために保有。 ・介護高齢者福祉関係情報:申告受付及び賦課決定の際に社会保険料控除額を確認するために保有。 ・年金関係情報:対象者の年金支払報告書を課税資料の1つとして、個人住民税及び森林環境税の賦課決定を行うため及び年金からの個人住民税及び森林環境税の特別徴収を決定、保険者へ通知するために保有。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	財務部市民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、資産税課、障害福祉課、生活福祉課、国保年金課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (税務署、日本年金機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体、東三河広域連合介護保険課) ☐ 民間事業者 (給与支払報告者、年金支払報告者(日本年金機構を除く)) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③入手の時期・頻度		I 定期的に入手する事務 ・住民情報(賦課期日現在の情報・年1回)(その後の異動状況・通年毎開庁日) ・給与支払報告書、公的年金等支払報告書、寄付金税額控除に係る申告特例通知書等(1月頃提出期間・複数回) ・確定申告書・個人住民税申告書(1月～3月の申告受付期間・複数回) ・年金関係情報(通年・毎月1回) ・医療保険情報・障害者関係情報・生活保護情報(1月・年1回) ・介護保険情報(通年・毎月1回) ・地方税関係(遠隔地扶養調査)(通年・毎月1回) II 個別に対応する事務 ・居住の実態を調査し、登録が必要と判断された場合(主に2月～4月・複数回) ・期限後確定申告・修正・更正・決定が発生した時点(通年・複数回) ・住民税に係る申告・申請を受けた都度(通年・複数回)
④入手に係る妥当性		・地方税法第24条及び第294条に定められた納税義務者について、公平かつ適正な賦課決定を行うために個人番号を入手する。 ・申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に基づき本人、税務署、事業所、年金保険者より紙、電子記録媒体、国税連携システム、eLTAXにて入手する。また、豊橋市の課税対象者の課税資料を他自治体からの送付により入手する。 ・各対象者の障害者関係情報、生活保護関係情報については、非課税者の把握、控除額を正確に把握するため、庁内連携システムから入手する。 ・公平、正確な税額を算出するために、他自治体等からの被扶養者の所得・扶養状況等の情報を入手する。 ・医療保険情報、介護高齢者福祉情報については、申告受付時申告者の確認書類軽減のため、庁内連携システムにて入手する。
⑤本人への明示		地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び番号法の規定に基づき入手することで、本人に明示されている。
⑥使用目的 ※		個人住民税及び森林環境税の公平かつ適正な賦課決定を行うため。
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、納税課、資産税課、市民課(窓口センター)、情報企画課
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		・個人を正確に特定するため、内部番号、個人4情報や個人番号を用いて突合し、正確性を担保する。 ・各課税資料の情報と課税対象者情報を突合し、個人特定を行う【上記Ⅲ】 ・住民票情報と障害者福祉関係情報、生活保護関係情報を突合し、非課税者、控除額を確認する。【上記Ⅲ】 ・申告のあった扶養控除の情報と他市町村の地方税情報を突合し、控除の正当性を確認する。【上記Ⅲ、Ⅳ】 ・住民票情報と賦課情報を突合し、税額通知に係るデータ作成を行う。【上記Ⅲ】
	情報の統計分析 ※	総務省で行う課税状況調査などの集計を行うが、特定の個人を判別しうような統計は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	個人住民税及び森林環境税の賦課決定・賦課更正
	⑨使用開始日	平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (4) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	個人住民税システム運用業務	
①委託内容	個人住民税システム等の運用支援	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人および本市に住所を有しないその配偶者、扶養者、専従者。 ・本市内に事業所または家屋敷を有する個人で本市に住所を有しない者。 ・本市に住所を有しない者で所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)が本市に提出された者およびその配偶者、扶養者、専従者。
	その妥当性	個人住民税及び森林環境税の公平かつ適正な賦課を行うため、高度で専門性の高い知識を有する民間事業者へシステムの運用・保守業務を委託している。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁舎内の執務室からサーバに接続して操作する。)	

⑤委託先名の確認方法		豊橋市情報公開条例(平成8年豊橋市条例第2号)に基づく開示請求を行うことで確認できる。	
⑥委託先名		株式会社 ヒミカ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2		税総合システムサービス利用業務	
①委託内容		システム環境提供、セキュリティ管理、運用管理、制度改正に伴う改修業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人および本市に住所を有しないその配偶者、扶養者、専従者。 ・本市内に事業所または家屋敷を有する個人で本市に住所を有しない者。 ・本市に住所を有しない者で所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)が本市に提出された者およびその配偶者、扶養者、専従者。	
	その妥当性	個人住民税及び森林環境税の公平かつ適正な賦課を行うため、高度で専門性の高い知識を有する民間事業者へシステムの運用・保守業務を委託している。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (開発センター及びデータセンターよりサーバに接続して操作する。)	
⑤委託先名の確認方法		豊橋市情報公開条例(平成8年豊橋市条例第2号)に基づく開示請求を行うことで確認できる。	
⑥委託先名		日本電気株式会社 東海支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	特別な理由がある場合には、事前に書面による本市の承諾を得ることを条件に再委託を認めている。本市では再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。	
	⑨再委託事項	システム環境提供、セキュリティ管理、運用管理	
委託事項3		当初課税データ入力業務	
①委託内容		当初課税用資料(給与支払報告書、年金支払報告書)等紙で提出された資料について、電子データファイルを作成(データバンチ)する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

[illegible]

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (66) 件 [☐] 移転を行っている (12) 件 [☐] 行っていない
提供先1	他市町村
①法令上の根拠	地方税法第294条第3項
②提供先における用途	二重課税を防止するため、賦課住所地を把握する
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第294条第3項により、本市住民基本台帳登録されていない者で本市に住所を有する場合にその者を当該住民基本台帳登録がある者とみなして課税を行う者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☒] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] 紙
⑦時期・頻度	・毎年6月(当初賦課決定後) ・随時(住登外者に賦課決定を行った時点)
提供先2	他市町村
①法令上の根拠	地方税法317条の6、番号法第19条
②提供先における用途	賦課住所地となる他市町村で申告情報の登録を行うため
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)が提出されたもののうち、他市町村に課税資料回送すべき対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☒] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税に関する事務処理を円滑に行うため
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者

⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他（ ） [○] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先4	個人住民税及び森林環境税特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	個人住民税及び森林環境税特別徴収税額情報を特別徴収義務者が把握するため
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税及び森林環境税の納税義務者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他（ ） [○] 専用線 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時
提供先5	年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金特別徴収に係る情報を特別徴収義務者が把握するため
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税及び森林環境税の納税義務者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他（ ） [○] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時
提供先6	豊橋市教育委員会
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、番号法第19条第8号、豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②提供先における用途	・特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に準じて行う私立高等学校等授業料補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの ・学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの

③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関係者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先7	提供先7以降の詳細については、別紙1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧」を参照のこと
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別紙1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧」に記載
②提供先における用途	別紙1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧」に記載
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別紙1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧」に記載
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	別紙1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧」に記載
移転先1	移転先の詳細については、別紙2「移転先一覧」を参照のこと
①法令上の根拠	別紙2「移転先一覧」に記載
②移転先における用途	別紙2「移転先一覧」に記載
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙2「移転先一覧」に記載
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		＜本市における措置＞ ・以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバー内にデータとして保管している。 ・データセンターの建屋及びデータセンターオペレーション室への入室は、権限を持った者しか入館・入室できず、自動での本人確認を行っている。入館の際には持込品検査を実施している。 ・サーバー室は前室と入室の2段階で入室チェックを行い許可された者のみが入室可能であるよう制限している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザーに対する認可機能によって、そのユーザーがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、ログ運用を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。											
	②保管期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table> [6年以上10年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
	その妥当性	地方税法第17条の5、6により、更正、決定は法定納期限の翌日から7年を経過する日まで可能と定められているため。											
③消去方法		＜本市における措置＞ 保管期間を過ぎたデータについては、本市の判断において、適宜削除を行う。 ＜申告支援システム／国税連携システムにおける措置＞ ・年度単位にデータベースを構築しており、保管期間を過ぎたデータについては、その該当年度データベースの削除を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。											
7. 備考													

(別添2) 特定個人情報報告ファイル記録項目
雑所得計(入力値)、雑所得計(算出値)、総合短期譲渡所得(控除前)、総合短期譲渡特別控除額、総合短期譲渡所得(控除後)、総合長期譲渡所得(控除前)、総合長期譲渡特別控除額、総合長期譲渡所得(控除後)、一時所得(控除前)、一時所得特別控除額、一時所得(控除後)、譲渡一時所得計(入力値)、総合譲渡・一時計(算出値)、所得合計(入力値)、所得合計(算出値)、特定支出控除、特定支出控除(算出値)、配当所得計(住民税算出値)、租税条約給与所得(算出値)、株式配当所得(所得税申告値)、株式配当所得(所得税申告値)、株式配当所得(所得税申告値)、給与所得控除後(算出値)、給与所得控除後(算出値)、給与所得・調整控除前(算出値)、給与所得・調整控除前(算出値)、所得金額調整控除額1項(入力値)、所得金額調整控除額1項(入力値)、所得金額調整控除額1項(算出値)、所得金額調整控除額1項(算出値)、所得金額調整控除額2項(算出値)、所得金額調整控除額2項(算出値)、業務雑所得(入力値)、業務雑所得(算出値)、業務雑所得(算出値)、特定支出の額、特定支出の額、土地等事業、土地等雑、分短一般譲渡所得(控除前)、分短一般譲渡特控、分離短期一般(控除後)、分短軽減譲渡所得(控除前)、分短軽減譲渡特控、分離短期軽減(控除後)、分長一般譲渡所得(控除前)、分長一般譲渡特控、分離長期一般(控除後)、分長特定譲渡所得(控除前)、分長特定譲渡特控、分離長期特定(控除後)、分長軽減譲渡所得(控除前)、分長軽減譲渡特控、分離長期軽減(控除後)、株式譲渡一般分、未公開株譲渡所得、一般株式等譲渡、株式譲渡公開分、株式譲渡公開分、株式譲渡所得計(入力値)、株式等譲渡所得計(入力値)、商品先物取引所得、商品先物取引所得、先物取引所得、山林所得(控除前)、山林所得特別控除、山林所得特別控除、山林所得(控除後)、退職所得控除額、退職所得(所得税)、退職所得(住民税)、上場株式譲渡、上場株式譲渡所得、上場株式等譲渡、源泉上場株式譲渡、源泉上場株式譲渡、分離長期居住(控除前)、分長居住譲渡所得(控除前)、分離長期居住特別控除額、分長居住譲渡特控、分離長期居住(控除後)、分離長期居住(控除後)、上場株式配当所得、上場株式配当所得、上場株式配当等、上場株式等譲渡所得(所得税申告値)、上場株式等譲渡所得(所得税申告値)、上場株式等譲渡所得(所得税申告値)、上場株式配当等所得(所得税申告値)、上場株式配当等所得(所得税申告値)、上場株式配当等所得(所得税申告値)、特例肉牛売却価額、特例肉用牛所得、免税所得、非課税所得、変動所得(現年)、変動所得(現年)、変動所得(前年)、変動所得(前年)、変動所得(前々年)、変動所得(前々年)、臨時所得、臨時所得、平均課税対象額(入力値)、平均課税対象額(入力値)、平均課税対象額(算出値)、平均課税対象額(算出値)、総所得金額等、合計所得金額、総合譲渡控除使用可能額、株式譲渡所得計(算出値)、株式等譲渡所得計(算出値)、所得合計(住民税算出値)、株式外合計所得金額(住民税)、株式外合計所得金額(住民税)、株式外合計所得金額(住民税)、特例適用配当等所得、特例適用配当等所得、特例適用利子等所得、特例適用利子等所得、条約適用配当等所得、条約適用配当等所得、条約適用利子等所得、条約適用利子等所得、年金以外合計所得金額(入力値)、年金以外合計所得金額(入力値)、年金以外合計所得金額(算出後入力値)、年金以外合計所得金額(算出後入力値)、総合純損繰越控除、土地等純損繰越控除、分離短期一般純損繰越控除、分離短期一般純損繰越控除、分離短期軽減純損繰越控除、分離短期軽減純損繰越控除、分離長期一般純損繰越控除、分離長期一般純損繰越控除、分離長期特定純損繰越控除、分離長期特定純損繰越控除、分離長期軽減純損繰越控除、分離長期軽減純損繰越控除、特定居住用財産純損繰越控除、山林純損繰越控除、純損繰越控除計(入力値)、純損繰越控除計(算出値)、雑損繰越控除、本年度繰越損失額、株式譲渡繰越損失、株式譲渡繰越損失、株式等譲渡繰越控除、先物繰越損失、先物繰越損失、上場株式配当繰越控除、上場株式配当等繰越控除、総合所得(損益通算後)、土地等事業・雑所得(損益通算後)、分離短期一般所得(損益通算後)、分離短期軽減所得(損益通算後)、分離長期一般所得(損益通算後)、分離長期特定所得(損益通算後)、分離長期軽減所得(損益通算後)、株式譲渡所得(損益通算後)、未公開株式譲渡所得(損益通算後)、一般株式等譲渡所得(損益通算後)、商品先物取引所得(損益通算後)、商品先物取引所得(損益通算後)、先物取引所得(損益通算後)、山林所得(損益通算後)、退職所得(損益通算後)、特例肉用牛所得(損益通算後)、免税所得(損益通算後)、上場株式譲渡所得(損益通算後)、上場株式譲渡所得(損益通算後)、上場株式等譲渡所得(損益通算後)、分離長期居住所得(損益通算後)、分離長期居住所得(損益通算後)、上場株式配当所得(損益通算後)、上場株式配当所得(損益通算後)、上場株式配当等所得(損益通算後)、総合所得(繰越控除後)、土地等事業・雑所得(繰越控除後)、分離短期一般所得(繰越控除後)、分離短期軽減所得(繰越控除後)、分離長期一般所得(繰越控除後)、分離長期特定所得(繰越控除後)、分離長期軽減所得(繰越控除後)、株式譲渡所得(繰越控除後)、未公開株式譲渡所得(繰越控除後)、一般株式等譲渡所得(繰越控除後)、商品先物取引所得(繰越控除後)、商品先物取引所得(繰越控除後)、先物取引所得(繰越控除後)、山林所得(繰越控除後)、退職所得(繰越控除後)、特例肉用牛所得(繰越控除後)、免税所得(繰越控除後)、上場株式譲渡所得(繰越控除後)、上場株式譲渡所得(繰越控除後)、上場株式配当所得(繰越控除後)、上場株式配当所得(繰越控除後)、上場株式配当等所得(繰越控除後)、年金特徴対象所得加算額、年金特徴対象所得加算額、全体分合計所得金額(住民税)、全体分合計所得金額(所得税)、雑損控除(所得税)、医療費控除(所得税)、社会保険料控除(所得税)、小規模共済控除(所得税)、生命保険料控除(所得税入力値)、生命保険料控除(所得税算出値)、生命保険料支払額、旧生命保険料支払額、個人年金支払額、旧個人年金支払額、損害保険料控除(所得税入力値)、地震保険料控除(所得税入力値)、損害保険料控除(所得税算出値)、地震保険料控除(所得税算出値)、損害保険料長期支払額、旧損害保険料長期支払額、損害保険料短期支払額、地震保険料支払額、寄附金控除(所得税)、寄附金控除共同募金・日赤(住民税)、寄附金控除共同募金・日赤・特例外、老年者・寡婦・寡夫控除(所得税入力値)、寡婦・ひとり親控除(所得税入力値)、老年者・寡婦・寡夫控除(所得税算出値)、寡婦・ひとり親控除(所得税算出値)、老年者控除(所得税入力値)、老年者控除(所得税算出値)、寡婦控除(所得税入力値)、寡婦控除(所得税算出値)、寡夫控除(所得税入力値)、寡夫控除(所得税算出値)、寡夫控除(所得税算出値)、勤労学生・障害者控除(所得税入力値)、勤労学生・障害者控除(所得税算出値)、障害者控除(所得税入力値)、障害者控除(所得税算出値)、勤労学生控除(所得税入力値)、勤労学生控除(所得税算出値)、配偶者控除(所得税入力値)、配偶者控除(所得税算出値)、配偶者特別控除(所得税入力値)、配偶者特別控除(所得税算出値)、配偶者合計所得、扶養控除(所得税入力値)、扶養控除(所得税算出値)、基礎控除(所得税入力値)、基礎控除(所得税算出値)、所得控除合計(所得税入力値)、所得控除合計(所得税算出値)、人の控除額合計(所得税算出値)、人の控除額合計(所得税算出値)、寄附金支払(市条例指定分)、寄附金支払(市条例指定分)、寄附金支払(県条例指定分)、寄附金支払(県条例指定分)、寄附金支払(地方公共団体)、寄附金支払(地方公共団体)、寄附金支払(震災関連寄附金)、寄附金支払(震災関連寄附金)、寄附金支払(震災関連寄附金)、新生命保険料支払額、新生命保険料支払額、新個人年金支払額、新個人年金支払額、介護医療保険料支払額、介護医療保険料支払額、寄附金支払(申告特例)、寄附金支払(申告特例)、特例医療費控除(所得税)、特例医療費控除(所得税)、特例医療費控除(所得税)、医療費控除支払医療費等、医療費控除支払医療費等、医療費控除支払医療費等、医療費控除保険金等補填額、医療費控除保険金等補填額、医療費控除保険金等補填額、ひとり親控除(所得税入力値)、ひとり親控除(所得税算出値)、雑損控除(住民税)、医療費控除(住民税)、社会保険料控除(住民税)、小規模共済控除(住民税)、生命保険料控除(住民税)、損害保険料控除(住民税)、地震保険料控除(住民税)、寄附金控除(住民税)、寄附金控除(住民税)、本人障害者控除(住民税)、老年者控除(住民税)、寡婦夫控除(住民税)、寡婦控除(住民税)、寡婦特別控除(住民税)、寡婦特別控除(住民税)、勤労学生控除(住民税)、配偶者控除(住民税)、配偶者特別控除(住民税)、同居老人扶養控除(住民税)、老人扶養控除(住民税)、特定扶養控除(住民税)、その他扶養控除(住民税)、年少扶養控除(住民税)、同居障害控除(住民税)、特別障害控除(住民税)、普通障害控除(住民税)、基礎控除(住民税)、所得控除合計(住民税)、専従者控除額(入力値)、専従者控除額(算出値)、特例医療費控除(住民税)、特例医療費控除(住民税)、特例医療費控除(住民税)、ひとり親控除(住民税)、現年社保支払額、翌年社保支払額、源泉徴収票所得控除計、算出源泉徴収票所得控除計、青色申告特別控除額、人の控除額合計(住民税)、人の控除額合計(住民税)、調整控除用人的控除合計額差額、調整控除用人的控除合計額差額、総合課税(入力

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

[illegible]

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

免除前森林環境税額、免除前森林環境税額、森林環境税免除額、森林環境税免除額、免除後森林環境税額、免除後森林環境税額、特徴森林環境税額、特徴森林環境税額、普徴森林環境税額、普徴森林環境税額、年金以外分普徴森林環境税額、年金以外分普徴森林環境税額、年金対象森林環境税額、年金対象森林環境税額、年金特徴森林環境税額、年金特徴森林環境税額、既課税森林環境税額、既課税森林環境税額、その他の所得

※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【確定申告支援システム／国税連携システム】

1. 課税対象者

宛名番号、カナ氏名、カナ氏名清音、氏名、生年月日、性別区分、世帯番号(地区)、世帯番号(連番)、続柄区分1、続柄区分2、続柄区分3、現住所、郵便番号、情報区分、電話番号、利用者識別番号、メモ、個人番号、局署番号、整理番号、配偶者宛名番号、異動年月日

2. 課税資料情報ファイル(給報・年報)

報告書ID、更新回数、無効フラグ、未届出フラグ、事業所コード、宛名番号、整理番号、給報年報区分、徴収区分、受給者番号、資料せんありフラグ、種別、支払金額、給与所得控除後の金額、所得控除の額の合計額、源泉徴収税額、配偶者の有無区分、専従配偶者の有無、配偶者老人フラグ、配偶者特別控除額、特定扶養人数、特定扶養専従者人数、同居老人扶養人数、老人扶養人数、老人扶養専従者人数、その他扶養人数、その他扶養専従者人数、同居特別障害者人数、特別障害者人数、その他障害者人数、社会保険料等の金額、社会保険料等の内数、生命保険料の控除額、地震保険料の控除額、住宅取得等特別控除額、住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日、配偶者の合計所得、旧個人年金保険料、旧長期損害保険料、夫ありフラグ、未成年フラグ、乙欄フラグ、本人特別障害フラグ、本人その他障害フラグ、老年者フラグ、寡婦一般フラグ、ひとり親フラグ、寡夫フラグ、勤労学生フラグ、死亡退職フラグ、災害者フラグ、外国人フラグ、中途就退職区分、中途就退職年月日、摘要、年調定率控除額、年末調整未済、国民年金保険料等の金額、合算する給報ありフラグ、合算する給報の事業所コード、合算する給報の事業所名、合算する給報の支払金額、合算する給報の社会保険料、合算する給報の源泉徴収、合算しないフラグ、年金支払金額1、年金支払金額2、年金支払金額3、年金支払金額合計、年金所得金額、年金源泉徴収1、年金源泉徴収2、年金源泉徴収3、年金源泉徴収合計、資料番号1、資料番号2、資料番号3、OCRイメージファイル名、OCRイメージファイル適用名、住宅借入金等特別控除適用数、住宅借入金等特別控除区分(1回目)、住宅借入金等の額(1回目)、居住開始年月日(2回目)、住宅借入金等特別控除区分(2回目)、住宅借入金等の額(2回目)、登録日、更新日、備考、扶養年少人数、異動理由コード、新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、登録区分、回送フラグ、印刷済フラグ、印刷日、年金支払金額4、年金源泉徴収4、非居住者である親族の数、提出義務者の個人番号又は法人番号、支払を受ける者の個人番号、控除対象配偶者 フリガナ、控除対象配偶者 氏名、控除対象配偶者 区分、控除対象配偶者 個人番号、控除対象扶養親族1 フリガナ、控除対象扶養親族1 氏名、控除対象扶養親族1 区分、控除対象扶養親族1 個人番号、控除対象扶養親族2 フリガナ、控除対象扶養親族2 氏名、控除対象扶養親族2 区分、控除対象扶養親族2 個人番号、控除対象扶養親族3 フリガナ、控除対象扶養親族3 氏名、控除対象扶養親族3 区分、控除対象扶養親族3 個人番号、控除対象扶養親族4 フリガナ、控除対象扶養親族4 氏名、控除対象扶養親族4 区分、控除対象扶養親族4 個人番号、控除対象扶養親族5 フリガナ、控除対象扶養親族5 氏名、控除対象扶養親族5 区分、控除対象扶養親族5 個人番号、控除対象扶養親族6 フリガナ、控除対象扶養親族6 氏名、控除対象扶養親族6 区分、控除対象扶養親族6 個人番号、控除対象扶養親族7 フリガナ、控除対象扶養親族7 氏名、控除対象扶養親族7 区分、控除対象扶養親族7 個人番号、控除対象扶養親族8 フリガナ、控除対象扶養親族8 氏名、控除対象扶養親族8 区分、控除対象扶養親族8 個人番号、控除対象扶養親族9 フリガナ、控除対象扶養親族9 氏名、控除対象扶養親族9 区分、控除対象扶養親族9 個人番号、控除対象扶養親族10 フリガナ、控除対象扶養親族10 氏名、控除対象扶養親族10 区分、控除対象扶養親族10 個人番号、16歳未満の扶養親族1 フリガナ、16歳未満の扶養親族1 氏名、16歳未満の扶養親族1 区分、16歳未満の扶養親族1 個人番号、16歳未満の扶養親族2 フリガナ、16歳未満の扶養親族2 氏名、16歳未満の扶養親族2 区分、16歳未満の扶養親族2 個人番号、16歳未満の扶養親族3 フリガナ、16歳未満の扶養親族3 氏名、16歳未満の扶養親族3 区分、16歳未満の扶養親族3 個人番号、16歳未満の扶養親族4 フリガナ、16歳未満の扶養親族4 氏名、16歳未満の扶養親族4 区分、16歳未満の扶養親族4 個人番号、16歳未満の扶養親族5 フリガナ、16歳未満の扶養親族5 氏名、16歳未満の扶養親族5 区分、16歳未満の扶養親族5 個人番号、16歳未満の扶養親族6 フリガナ、16歳未満の扶養親族6 氏名、16歳未満の扶養親族6 区分、16歳未満の扶養親族6 個人番号、16歳未満の扶養親族7 フリガナ、16歳未満の扶養親族7 氏名、16歳未満の扶養親族7 区分、16歳未満の扶養親族7 個人番号、16歳未満の扶養親族8 フリガナ、16歳未満の扶養親族8 氏名、16歳未満の扶養親族8 区分、16歳未満の扶養親族8 個人番号、16歳未満の扶養親族9 フリガナ、16歳未満の扶養親族9 氏名、16歳未満の扶養親族9 区分、16歳未満の扶養親族9 個人番号、16歳未満の扶養親族10 フリガナ、16歳未満の扶養親族10 氏名、16歳未満の扶養親族10 区分、16歳未満の扶養親族10 個人番号、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号、5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号、真正性確認区分、合算済みフラグ、合算優先フラグ、論理チェック確認区分、最終更新ユーザ、最終更新端末、訂正表示、青色専従者、条約免除、通知先アドレス、未特定事由、処置、現職報告書ID、異動後事業所コード、個人特定キー、事業所特定キー、控除対象配偶者 48万以下、同配適用区分、所得金額調整控除、基礎控除

3. 課税資料情報ファイル(給報・年金 配偶者・被扶養者情報)

報告書ID、無効フラグ、宛名番号、控除区分、扶養区分、同居老人フラグ、扶養障害区分、同居特別障害フラグ、納税者との続柄(コード)、納税者との続柄、扶養は正フラグ、連携済フラグ、個人番号、真正性確認区分、区分、並順

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
課税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有していたかどうかについては、最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、対象外の住民に対する課税が発生しないよう、賦課期日近辺の異動者については特に注意をし、遡り転出入等については随時修正を行っている。 ・窓口での申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認している。 ・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。 ・電子媒体による事業者・年金保険者からの入手については、事前に提出の承認をした者、法令により義務付けられた者からのみ入手することになっている。 ・賦課期日(1月1日)時点での課税対象者情報に記録のない申告情報については、本市で課税するかどうかを判断した上で、課税する場合は、住民票上の住所地市町村に対して通知する等を行っており、目的の範囲を超えた入手が行われない対策をとっている。(地方税法第294条) ・課税対象でない場合は、該当市町村を調査した上で、郵送等により情報を伝達している。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、「豊橋市情報セキュリティポリシー」に準ずる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・移転を受ける情報は、課税対象者を管理するのに必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・本市に住所を有する者の情報については、住民基本台帳事務で示されているとおり、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努めており、不適切な方法での入手は行われていない。 ・個人住民税に係る申告書情報については、賦課期日現在本市に居住しているかを聞き取った上で申告受付を行っている。 ・eLTAX、国税連携システム等で入手する申告情報(電子ファイル)については、LGWAN(総合行政ネットワーク)に接続された当該システムから入手し、当該システムに対しても、認証等により特定の権限者以外は操作が行えない仕組みが確立されている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有していたかどうかについては、最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、住民基本台帳事務においては、番号法第16条(本人確認の措置)の規定に基づき個人番号カード若しくは通知カードの提示を求め住民基本台帳法、本市取扱基準、各種業務マニュアルに従い本人確認等を徹底している。 ・申請受付の際は、窓口で個人番号カード、通知カードの提示あるいは聞き取り等により、本人確認を行っている。 ・代理申請の場合は、代理申請者の署名及び申請者の本人確認を行い申告者本人の情報であることを確認している。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・賦課期日時点で本市に住所を有する者については既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、真正性は担保されている。 ・提出された申告資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ・上記による確認がとれない場合、該当者が当該市町村に住所をもつ者であれば、個人住民税システムによる宛名管理システムと照合し、個人番号の確認を行う。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、限られた担当者のみ行い、入力内容に誤りの無いよう十分注意して行う。 ・申告書等に記載される個人番号入力時には、誤入力を防止するためチェックデジットの検査が実装されている。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「豊橋市情報セキュリティポリシー」に準ずる。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	・住民基本台帳ネットワークシステムにより、本市に住所を有しない者の住民登録地を個人番号を用いて参照する場合は、利用する住民基本台帳ネットワークシステムにおいて特定の権限者以外は利用できないような仕組みが構築されている。 ・紙媒体については、定められた保管場所で施錠管理等を行い、漏洩・紛失を防止する。 ・eLTAX、国税連携システム等で入手する申告情報（電子ファイル）については、当該システムから入手した際に、適切なアクセス制御がなされた保管場所に格納し、入手した情報の漏洩あるいは紛失を防止する対策をとっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	・宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務（システム）以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務（システム）以外では個人番号は画面表示されない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・番号利用業務以外の部門（条例に規定されていない業務も含む）における照会では、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、個人住民税システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・個人住民税システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・個人住民税システムの稼働する庁内LANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。 ＜申告支援システム／国税連携システムにおける措置＞ 番号利用業務以外の部門（条例に規定されていない業務も含む）のユーザーにおける照会では、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。 <申告支援システムにおける措置> 申告受付専用の申告支援システム内で独自のユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 <国税連携システムにおける措置> 国税連携専用の国税連携システム内で独自のユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムへのユーザーIDごとのアクセス権限については、情報企画課職員が管理を行い、登録／変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報企画課職員が不要となったIDや権限を変更または削除している。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムへのユーザーIDごとのアクセス権限については、情報企画課職員が管理を行っている。 ・ユーザーIDやアクセス権限については、情報企画課が定期的に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・個人住民税システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、アクセスログの記録を行っている。 （操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している。） ・自動実行等による処理についても、同様にアクセスログの記録を行っている。 ・アクセスログについては7年間保存している。 <申告支援システム／国税連携システムにおける措置> 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかの記録を残している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・他市区町村や行政機関において住民等の情報を事務外の目的で閲覧したり、漏えい事故を起こしたケースについての情報を職場で共有し注意喚起を行っている。 ・個人や他市区町村、関係機関からの問合せに対する対応方法について、年度当初に注意喚起している。 ・アクセスログを記録し、分析する。 ・アクセスログを管理していることを周知し、事務外利用を抑止している。 ・従事者に対し個人情報の取扱いについての研修を実施し、事務外利用の禁止を徹底している。	

リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・基幹系システムのデータバックアップ以外に、本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製(コピー)を行っているが、複製データへのアクセス権限については、情報企画課職員及び市民税課電算担当以外は行えない。 ・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託先の社会的信用と能力を確認して選定する(業務実績、プライバシーマークの取得状況、ISMSの認証取得等)。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 ・個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置について確認する。 ・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・個人情報保護に関する誓約書を従事する者から委託業者に対して提出させ、受領報告書、受託者(法人格)の誓約書及び「個人情報保護管理者届及び委託業務場所届」を提出するよう指示している。 ・受領報告書により誓約書の提出が確認されたものに対してのみ、システム操作の権限を与えている。 ・再委託業者も委託業者と同様に個人情報保護に関する誓約書を従事する者から再委託先に提出させ、受領報告書及び再委託先(法人格)の誓約書を受託者に提出するよう指示している。 受託者に対して再委託先から受領した書類の写しを市に提出させている。 ・業務に従事する者は必要最小限の者に留めることとしている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託側において利用するユーザーIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・本市の指示または書面による承諾がある場合を除き、業務に関して知りえた個人情報を契約の目的以外の目的のために提供してはイケないと定めている。 ・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託業者は、本市より個人情報が記録された資料の提供を受ける場合は、本市にその個人情報の内容、媒体及び数量を記載した書類を提出する。 ・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託業者は、業務完了後直ちに本市へ個人情報を返還する。また、本市に必要がある場合は、業務完了時以外でも個人情報の返還を求められる。 ・委託業者は、本市へ返還する特定個人情報以外は業務完了後直ちに廃棄又は消去する。その際に、書面による報告を求めることとする。	

委託契約書中の特定個人情報 報ファイルの取扱いに関する 規定		[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		・個人情報を業務の目的外で使用・提供しないこと ・個人情報の改ざん、盗用等の防止について措置を講じること ・個人情報の適切な管理（運搬方法、保管場所）のために必要な措置を講じること ・本市の書面による承諾がある場合を除き、個人情報資料の複写、複製しないこと ・個人情報の適正な取扱いについて、従事者に対し監督及び教育を行うこと ・個人情報の取扱い状況について、随時委託先に対して報告を求め実地調査を行うことができること ・個人情報を取り扱うものを最小限に制限すること	
再委託先による特定個人情報 報ファイルの適切な取扱いの 確保		[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		・原則再委託は禁止している。ただし特別な理由があり再委託を認める場合は、書面により本市の承認をうけることとしており、委託先と同様の取り扱いを遵守させる。 ・再委託を認める場合は、委託業者と再委託業者の間で、個人情報の取り扱いについて定めた個人情報取扱特記事項を準用することとする。 ・再委託業者も委託業者と同様に個人情報保護に関する誓約書及び従事者から再委託業者に提出された誓約書の受領報告書を受託者に提出させている。受託者に対して再委託先から受領した書類の写しを市に提出させている。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない			
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の 記録		[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のアクセスログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みとなっている。 ・提供及び移転の記録は7年分保存している。	
特定個人情報の提供・移転に 関するルール		[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及び ルール遵守の確認方 法		・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、移転先の各担当課より情報使用承認申請書を提出してもらうこととしており、申請書の内容を検査した上で、申請書に記載のある目的以外で使用しないことを遵守する前提で必要な情報のみを提供することとしている。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の提供・移転について、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 ・個人番号利用業務以外の業務又は個人番号を必要としない業務から住民税情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行うことで不正な提供が行われないことをシステム上担保する。 ・必要に応じてシステムの連携ログを確認することで適正に提供・移転が行われていることを確認し、職員にもログを記録していることを周知し不適切な提供・移転が行われないようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・システム経由での提供・移転に関しては、連携システムでの十分な検証を実施し、正確に提供・移転が行われるようにする。 ・連携システムには、あらかじめ許可された提供・移転先のみ接続されており、誤った相手に情報の提供・移転が行われないことをシステム上で担保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、職員の操作ログ、時刻等の内容が記録されるため、不適切な端末の操作や情報の入手を抑止する。 <団体内統合宛名システムの運用における措置> ・団体内統合宛名システムの職員権限を、人事異動や権限変更が生じた際には早急に反映することで、権限のない職員の情報の入手を防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムのソフトウェアにおける措置> ・団体内統合宛名システムは自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜本市における措置＞ ・個人住民税システムと情報提供ネットワークシステムとは定められたネットワークを利用し、外部からの不正アクセスができない仕組みとする。(インターネットとは切り離されて管理されている) ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜本市における措置＞ ・個人住民税システムと情報提供ネットワークシステムとは定められたネットワークを利用し、外部からの不正アクセスができない仕組みとする。(インターネットとは切り離されて管理されている) ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<本市における措置> ・連携システムの十分な検証を実施し、正確に提供・移転が行われるようにする。 ・連携システムには、あらかじめ許可された提供・移転先のみ接続されており、誤った相手に情報の提供・移転が行われないことをシステム上で担保する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない

⑤物理的対策	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	<本市における措置> ・監視カメラを設置してサーバー設置場所への入退室者を特定し、管理している。 ・サーバー設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・サーバー設置場所への持ち込み物(カメラ、携帯電話)を制限している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策		[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容		<本市における措置> ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】(案)」(令和4年8月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ		[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知		[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号		[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報[※]が古い情報のまま保管され続けるリスク

リスクに対する措置の内容	・本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、個人住民税システムにも最新の特定個人情報反映される仕組みを構築している。 本市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 ・本人からの申請を受けるほか、他機関からの修正申告情報を入手した場合は、遅滞なく税額更正処理を実施している。 ＜申告支援システム／国税連携システムにおける措置＞ ・定期的に最新の課税対象者情報ファイルの取り込みを行っている。
リスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕 ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク

消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管期間を過ぎたデータについては、本市の判断において、適宜削除を行う。 ・特定個人情報の削除時には、削除後データに過不足のないように、削除記録を残す。 ＜申告支援システム／国税連携システムにおける措置＞ ・年度単位にデータベースを構築しており、保管期間を過ぎたデータについては、その該当年度データベースの削除を行っている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
収納情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	・賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人および本市に住所を有しないその配偶者、扶養者、専従者。 ・本市内に事業所又は家屋敷を有する個人で本市に住所を有しない者。 ・本市に住所を有しない者で所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)が本市に提出された者およびその配偶者、扶養者、専従者。	
その必要性	個人住民税及び森林環境税の公平かつ適正な徴収を行うため	
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [☐] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)	
	その妥当性	・個人番号及びその他識別番号:対象者を正確に特定するために保有。 ・地方税関係情報:納付の元となる課税(調定)情報を保有する。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	財務部市民税課、財務部納税課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	[] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 (市民税課) [☐] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) [] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [] 民間事業者 () [] その他 ()	

②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (個人住民税システム)
③入手の時期・頻度		I 定期的に入手する事務 ・毎年4月～5月の当初課税時期 ・年金関係情報(通年・毎月1回) II 個別的に対応する事務 ・期限後確定申告・修正・更正確定申告が発生した時点(通年・複数回)
④入手に係る妥当性		・地方税法45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3及び第317条の6に基づき、本人からの申告書、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書より入手する。
⑤本人への明示		・地方税法45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3及び第317条の6に基づき入手することで、本人に明示されている。
⑥使用目的 ※		正確・公正な個人住民税及び森林環境税の徴収事務を行うため。
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	納税課、市民税課、資産税課、国保年金課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		I 徴収事務 同一納税義務者にも関わらず、複数の収納情報が発生していた場合の名寄せを行うために個人番号を利用する。
	情報の突合 ※	I 徴収事務 収納情報を照合するにあたり、個人番号を利用して名寄せを実施する。
	情報の統計分析 ※	—
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		個人住民税システム運用業務
①委託内容		個人住民税システム等の運用支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]		再委託する 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	特別な理由がある場合には、事前に書面による本市の承諾を得ることを条件に再委託を認めている。本市では再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。			
	⑨再委託事項	システム環境提供、セキュリティ管理、運用管理			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)					
提供・移転の有無		提供を行っている 移転を行っている 行っていない			
提供先1					
①法令上の根拠					
②提供先における用途					
③提供する情報					
④提供する情報の対象となる本人の数		1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲					
⑥提供方法		情報提供ネットワークシステム 専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他			
⑦時期・頻度					
6. 特定個人情報の保管・消去					
①保管場所 ※		以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバー内にデータとして保管している。 ・データセンターの建屋及びデータセンターオペレーション室への入室は、権限を持った者しか入館・入室できず、自動での本人確認を行っている。入館の際には持込品検査を実施している。 ・サーバー室は前室と入室の2段階で入室チェックを行い許可された者のみが入室可能であるよう制限している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザーに対する認可機能によって、そのユーザーがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、ログ運用を行っている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。			
②保管期間		20年以上 1年未満 1年 2年 3年 4年 5年 6年以上10年未満 10年以上20年未満 20年以上 定められていない			
その妥当性		豊橋市固定資産税等返還金支払要綱第3条第2項により20年を限度と定めているため。			

③消去方法	保管期間を過ぎたデータについては、収納管理システムの機能で削除する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人住民税システム】

1. 収納

宛名番号、市区町村識別CD、税目CD、課税年度、相当年度、通知書番号、徴収区分、期別CD、期別区分、会計年度、欠損時会計年度、共有宛名番号、管轄CD、カナ区分、標識連番、車種CD、国保番号、被保険者番号、調定額、調定額内訳01、調定額内訳02、調定額内訳03、調定額内訳04、調定額内訳05、調定額内訳06、調定額内訳07、調定額内訳08、調定額内訳09、調定額内訳10、確定延滞金、確定延滞金設定日、調定督促手数料、調定報奨金前、調定報奨金後、事業年度自、事業年度至、延長月数、申告日、申告区分、申告期限、納付額、納付額内訳01、納付額内訳02、納付額内訳03、納付額内訳04、納付額内訳05、納付延滞金、納付督促手数料、交付報奨金、退職所得額、納付諸税加算金、納付過少申告加算金、納付不申告加算金、納付重加算金、還付加算金、領収日、収入日、納期限、変更前納期限、法定納期限、繰上徴収日、未還付本税、未還付本税内訳01、未還付本税内訳02、未還付本税内訳03、未還付本税内訳04、未還付本税内訳05、未還付延滞金、未還付督促手数料、未還付退職所得額、未還付諸税加算金、未還付過少申告加算金、未還付不申告加算金、未還付重加算金、還付済本税、還付済本税内訳01、還付済本税内訳02、還付済本税内訳03、還付済本税内訳04、還付済本税内訳05、還付済延滞金、還付済督促手数料、還付済退職所得額、還付済諸税加算金、還付済過少申告加算金、還付済不申告加算金、還付済重加算金、還付有無区分、充当有無区分、更正連番、納付連番、調定基準日、当初納通発行日、納通発行日、税額更正日、督促発行日、時効中断日、処分事由CD、時効予定日、納付手段CD、組合番号、督促出力有無区分、督促停止区分、確定延滞変更有無区分、納期特例有無区分、集合徴収有無区分、都市計画税有無区分、共有分割区分、国保擬制世帯有無区分、国保主2該当有無区分、収納税額更正有無区分、当初調定額、当初調定額内訳01、当初調定額内訳02、当初調定額内訳03、当初調定額内訳04、当初調定額内訳05、当初調定額内訳06、当初調定額内訳07、当初調定額内訳08、当初調定額内訳09、当初調定額内訳10、当初確定延滞金、当初調定督促手数料、繰越納付額、繰越納付額内訳01、繰越納付額内訳02、繰越納付額内訳03、繰越納付額内訳04、繰越納付額内訳05、繰越納付延滞金、繰越納付督促手数料、繰越納付諸税加算金、繰越納付少申告加算金、繰越納付不申告加算金、繰越納付重加算金、滞納引継有無区分、不納欠損有無区分、執行停止有無区分、差押有無区分、参加差押有無区分、交付要求有無区分、分納誓約有無区分、納付誓約有無区分、納付委託有無区分、納付約束有無区分、延滞金免除有無区分、徴収猶予有無区分、換価猶予有無区分、消滅区分CD、催告発行日、催告回数、催告停止区分、催告パターン、催告連番、執行停止該当条項区分、執行停止要件CD、執行停止年月日、執行停止本税額、執行停止内訳01、執行停止内訳02、執行停止内訳03、執行停止内訳04、執行停止内訳05、執行停止延滞金、執行停止督促手数料、欠損該当条項区分、欠損年月日、時効完成日、欠損本税額、欠損内訳01、欠損内訳02、欠損内訳03、欠損内訳04、欠損内訳05、欠損延滞金、欠損督促手数料、引継年月日、完結区分、完結年月日、旧市区町村識別CD、更新日、更新時刻

2. 還付

還付充当番号、税目CD、課税年度、相当年度、通知書番号、徴収区分、期別CD、還付充当連番、納付連番、市区町村識別CD、会計年度、宛名番号、事業年度自、事業年度至、申告区分、納付時会計年度、通知時会計年度、済時会計年度、調定額、調定額内訳01、調定額内訳02、調定額内訳03、調定額内訳04、調定額内訳05、調定額内訳06、調定額内訳07、調定額内訳08、調定額内訳09、調定額内訳10、確定延滞金、調定督促手数料、納付額、納付額内訳01、納付額内訳02、納付額内訳03、納付額内訳04、納付額内訳05、納付延滞金、納付督促手数料、納付退職所得額、納付諸税加算金、納付過少申告加算金、納付不申告加算金、納付重加算金、領収日、収入日、還付税額、還付税額内訳01、還付税額内訳02、還付税額内訳03、還付税額内訳04、還付税額内訳05、還付延滞金、還付督促手数料、還付退職所得額、還付諸税加算金、還付過少申告加算金、還付不申告加算金、還付重加算金、還付加算金、支出決定日、還付請求日、過誤納起算日、過誤納決裁日、過誤納通知日、還付済日、支払通知日、振込予定日、振込日、過誤納理由、還付方法区分、過誤納状態区分、済取消有無区分、歳入歳出区分、金融機関本店CD、金融機関支店CD、金融機関枝番CD、口座種別、口座番号、口座名義人カナ、金融機関名、年金保険者CD、年金種別CD、特徴個人宛名番号、旧市区町村識別CD、X1過誤納発生日、X1還付処理日、X1還付請求書発行日、X1還付通知書発行日、X1支払通知書発行日、X1還付決裁書発行日、X1還付調書発行日、X1還付再通知書発行日、X1窓口受領書発行日、X1還付時効起算日、X1還付時効日、更新日、更新時刻、口座登録・連携ファイル関係情報

3. 充当

還付充当番号、税目CD、課税年度、相当年度、通知書番号、徴収区分、期別CD、還付充当連番、元納付連番、市区町村識別CD、会計年度、納付時会計年度、宛名番号、元事業年度自、元事業年度至、元申告区分、元調定額、元調定額内訳01、元調定額内訳02、元調定額内訳03、元調定額内訳04、元調定額内訳05、元調定額内訳06、元調定額内訳07、元調定額内訳08、元調定額内訳09、元調定額内訳10、元確定延滞金、元調定督促手数料、元納付額、元納付額内訳01、元納付額内訳02、元納付額内訳03、元納付額内訳04、元納付額内訳05、元納付延滞金、元納付督促手数料、元納付退職所得額、元納付諸税加算金、元納付過少申告加算金、元納付不申告加算金、元納付重加算金、元領収日、元収入日、元充当税額、元充当税額内訳01、元充当税額内訳02、元充当税額内訳03、元充当税額内訳04、元充当税額内訳05、元充当延滞金、元充当督促手数料、元充当退職所得額、元充当諸税加算金、元充当過少申告加算金、元充当不申告加算金、元充当重加算金、元還付加算金、先宛名番号、先税目CD、先徴収区分、先課税年度、先相当年度、先通知書番号、先期別CD、先事業年度自、先事業年度至、先申告区分、先調定額、先調定額内訳01、先調定額内訳02、先調定額内訳03、先調定額内訳04、先調定額内訳05、先調定額内訳06、先調定額内訳07、先調定額内訳08、先調定額内訳09、先調定額内訳10、先確定延滞金、先調定督促手数料、先納付額、先納付額内訳01、先納付額内訳02、先納付額内訳03、先納付額内訳04、先納付額内訳05、先納付延滞金、先納付督促手数料、先納付退職所得額、先納付諸税加算金、先納付過少申告加算金、先納付不申告加算金、先納付重加算金、先領収日、先収入日、先充当税額、先充当税額内訳01、先充当税額内訳02、先充当税額内訳03、先充当税額内訳04、先充当税額内訳05、先充当延滞金、先充当督促手数料、先充当退職所得額、先充当諸税加算金、先充当過少申告加算金、先充当不申告加算金、先充当重加算金、充当日、X1充当適状日、過誤納起算日、過誤納決裁日、過誤納通知日、過誤納理由、過誤納状態区分、歳入歳出区分、充当振替区分、X1過誤納発生日、X1充当処理日、X1充当通知書発行日、X1充当決裁書発行日、更新日、更新時刻

4. 返戻公示

宛名番号、税目CD、課税年度、相当年度、業務固有情報1、業務固有情報2、徴収区分、期別CD、返戻公示通知書区分、返戻公示履歴番号、市区町村識別CD、返戻公示状態CD、返戻公示理由CD、変更前納期限、納期限、公示年月日、担当課名、還付充当番号、特徴指定番号、補足事項、法人申告区分、収納連動済フラグ、異動年月日、処理年月日、更新日、更新時刻

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

5. 過誤納

税目CD、課税年度、相当年度、通知書番号、徴収区分、期別CD、市区町村識別CD、宛名番号、X1過誤納理由、X1過誤納発生日、過誤納停止区分、更新日、更新時刻

6. 納付明細

税目CD、課税年度、相当年度、通知書番号、徴収区分、期別CD、納付連番、納付連番枝番、会計年度、申告区分、調定納付明細CD、納付額、納付額内訳01、納付額内訳02、納付額内訳03、納付額内訳04、納付額内訳05、納付延滞金、納付督促手数料、退職所得額、交付報奨金、納付諸税加算金、納付少申告加算金、納付不申告加算金、納付重加算金、還付加算金、領収日、収入日、充当収入日、納付種類CD、期別前納区分、確認番号、簿冊番号、簿冊連番、分納管理番号、分納計画種別、分納回数、金融機関本店CD、金融機関支店CD、金融機関枝番CD、口座種別、口座番号、年金保険者CD、年金種別CD、実施機関CD、済通充当税額、済通充当税額内訳01、済通充当税額内訳02、済通充当税額内訳03、済通充当税額内訳04、済通充当税額内訳05、済通充当延滞金、済通充当督促手数料、済通充当退職所得額、済通充当諸税加算金、済通充当少申告加算金、済通充当不申告加算金、済通充当重加算金、済通未還付税額、済通未還付税額内訳01、済通未還付税額内訳02、済通未還付税額内訳03、済通未還付税額内訳04、済通未還付税額内訳05、済通未還付延滞金、済通未還付督促手数料、済通未還付退職所得額、済通未還付諸税加算金、済通未還付少申告加算、済通未還付不申告加算、済通未還付重加算金、済通還付済税額、済通還付済税額内訳01、済通還付済税額内訳02、済通還付済税額内訳03、済通還付済税額内訳04、済通還付済税額内訳05、済通還付済延滞金、済通還付済督促手数料、済通還付済退職所得額、済通還付済諸税加算金、済通還付済少申告加算、済通還付済不申告加算、済通還付済重加算金、過誤納理由、還付充当番号、還付充当連番、歳入歳出区分、充当振替区分、充当元先税目CD、充当元先課税年度、充当元先相当年度、充当元先通知書番号、充当元先徴収区分、充当元先期別CD、充当還付加算本税、充当還付加算本税訳01、充当還付加算本税訳02、充当還付加算本税訳03、充当還付加算本税訳04、充当還付加算本税訳05、充当還付加算延滞金、充当還付加算督促手数、充当還付加算退職所得、充当還付加算諸税加算、充当還付加算少申告加算、充当還付加算不申告加算、充当還付加算重加算、消込データ入力区分、旧市区町村識別CD、更新日、更新時刻、口座登録・連携ファイル関係情報

7. 仮消込

税目CD、課税年度、相当年度、通知書番号、徴収区分、期別CD、コンビニ連携番号、発行納付種類CD、発行旧市区町村識別CD、発行CD1、発行帳票ID、発行調定額、発行前納報奨金、発行確定延滞金、発行調定督促手数料、発行期別前納区分、発行CD2、発行請求金額計、発行分納計画種別、発行分納納付回数、発行支払期限、分納管理番号、速報代行会社作成日、速報払込日、速報払込時刻、速報BRC識別子、速報BRCメーカーCD、速報BRC自治体CD、速報BRC延滞金フラグ、速報BRC再発行区分、速報BRC支払期限、速報BRC印紙フラグ、速報BRC請求金額、速報CVS本部CD、速報CVS店舗CD、速報CVS名称、取消状態、取消取消日、確報代行会社作成日、確報払込日、確報払込時刻、確報BRC識別子、確報BRCメーカーCD、確報BRC自治体CD、確報BRC延滞金フラグ、確報BRC再発行区分、確報BRC支払期限、確報BRC印紙フラグ、確報BRC請求金額、確報CVS本部CD、確報CVS店舗CD、確報CVS名称、確報送金予定日、消込収入日、更新日、更新時刻

※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク1」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク1」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク2」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク3」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。
個人番号の真正性確認の措置の内容	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク3」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク3」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク4」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル)」-「3. 特定個人情報の使用」-「リスク1」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル)」-「3. 特定個人情報の使用」-「リスク1」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・収納管理システムへのユーザーIDごとのアクセス権限については、個人住民税システムへアクセスできる端末の解放の許可を市民税課長に得た上で、情報企画課職員が管理を行い、登録／変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報企画課職員が不要となったIDや権限を変更または削除している。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・収納管理システムへのユーザーIDごとのアクセス権限については、情報企画課職員が管理を行っている。 ・ユーザーIDやアクセス権限については、情報企画課が定期的に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・収納管理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、アクセスログの記録を行っている。(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったまで記録している。) ・自動実行等による処理についても、同様にアクセスログの記録を行っている。 ・アクセスログについては7年間保存する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・他市区町村や行政機関において住民等の情報を事務外の目的で閲覧したり、漏えい事故を起こしたケースについての情報を職場で共有し注意喚起を行っている。 ・個人や他市区町村、関係機関からの問合せに対する対応方法について、年度当初に注意喚起している。 ・アクセスログを記録し、分析する。 ・アクセスログを管理していることを周知し、事務外利用を抑止している。 ・従事者に対し個人情報の取扱いについての研修を実施し、事務外利用の禁止を徹底している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル)」-「3. 特定個人情報の使用」-「リスク4」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	・委託先の社会的信用と能力を確認して選定する(業務実績、プライバシーマークの取得状況、ISMSの認証取得等)。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 ・個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置について確認する。 ・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・個人情報保護に関する誓約書を従事する者から委託業者に対して提出させ、受領報告書、受託者(法人格)の誓約書及び「個人情報保護管理者届及び委託業務場所届」を提出するよう指示している。 ・受領報告書により誓約書の提出が確認されたものに対してのみ、システム操作の権限を与えている。 ・再委託業者も委託業者と同様に個人情報保護に関する誓約書を従事する者から再委託先に提出させ、受領報告書及び再委託先(法人格)の誓約書を受託者に提出するよう指示している。 ・受託者に対して再委託先から受領した書類の写しを市に提出させている。 ・業務に従事する者は必要最小限の者に留めることとしている。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託側において利用するユーザーIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・本市の指示または書面による承諾がある場合を除き、業務に関して知りえた個人情報を契約の目的以外の目的のために提供してはいけないと定めている。 ・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託業者は、本市より個人情報が記録された資料の提供を受ける場合は、本市にその個人情報の内容、媒体及び数量を記載した書類を提出する。 ・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託業者は、業務完了後直ちに本市へ個人情報を返還する。また、本市に必要な場合は、業務完了時以外でも個人情報の返還を求められる。 ・委託業者は、本市へ返還する特定個人情報以外は業務完了後直ちに廃棄又は消去する。その際に、書面による報告を求めることとする。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	規定の内容	・個人情報を業務の目的外で使用・提供しないこと ・個人情報の改ざん、盗用等の防止について措置を講じること ・個人情報の適切な管理(運搬方法、保管場所)のために必要な措置を講じること ・本市の書面による承諾がある場合を除き、個人情報資料の複写、複製しないこと ・個人情報の適正な取扱いについて、従事者に対し監督及び教育を行うこと ・個人情報の取扱い状況について、随時委託先に対して報告を求め実地調査を行うことができること ・個人情報を取り扱うものを最小限に制限すること	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
	具体的な方法	・原則再委託は禁止している。ただし特別な理由があり再委託を認める場合は、書面により本市の承認を受けることとしており、委託先と同様の取り扱いを遵守させる。 ・再委託を認める場合は、委託業者と再委託業者の間で、個人情報の取り扱いについて定めた個人情報取扱特記事項を準用することとする。 ・再委託業者も委託業者と同様に個人情報保護に関する誓約書及び従事者から再委託業者に提出された誓約書の受領報告書を受託者に提出させている。 - 受託者に対して再委託先から受領した書類の写しを市に提出させている。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない			
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録		<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
	具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」-「7. 特定個人情報の保管・消去」-「リスク1」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」-「7. 特定個人情報の保管・消去」-「リスク1」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】（案）」（令和4年8月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」―「7. 特定個人情報の保管・消去」―「リスク2」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」―「7. 特定個人情報の保管・消去」―「リスク3」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

Ⅳ その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的なチェック方法	<本市における措置> ・定期的(年に1回以上)に、評価書の記載内容どおりの運用がなされていることを所属内において自己点検を実施し、運用状況を確認することとする。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的な内容	<本市における措置> ・内部監査 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善することとする。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的な方法	<本市における措置> ・所属内において、新任職員向けに情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育および研修を実施する。 ・他都市等で発生した情報セキュリティ事故などの記事を所属内で随時回覧等することにより、個人情報保護に関する職員の意識を高める。 ・職員は、本市情報セキュリティポリシーに基づき実施している情報セキュリティ研修に定期的に参加し、個人情報保護に関する意識を高め、個人情報の適切な取扱いを行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。

3. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	豊橋市総務部行政課 じょうほうひろば 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 電話:0532-51-2037 FAX:0532-56-0789
②請求方法	豊橋市個人情報保護条例における開示・訂正・利用停止請求の各手続きに即した書類及び本人確認書類等の提出。
特記事項	—
③手数料等	[無料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: ただし、「写しの交付」の場合には規則に定める額を徴収する。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	課税情報ファイル、収納情報ファイル
公表場所	豊橋市総務部行政課 じょうほうひろば 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 電話:0532-51-2037 FAX:0532-56-0789
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	豊橋市財務部市民税課 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 電話:0532-51-2200
②対応方法	・電話による受付時に記録を残し、改善に努める。 ・問い合わせに対しては、記録を残し、改善に努める。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年7月22日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「豊橋市パブリックコメント手続要綱」に準じて市民等から意見聴取を行う。 実施に際して、市広報誌、ホームページに掲載し事前に周知をする。
②実施日・期間	令和2年11月1日～令和2年11月30日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年12月15日
②方法	個人情報保護に関する学識経験者を委員に含む、豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会が第三者点検を実施した。
③結果	評価書の記載内容には概ね問題はないと認められた。 【留意点】 ・広く市民の意見を求めることができるよう、その手法について再度検討すること。 ・アクセスログの保存期間について、5年以上に延長できないか検討すること。 ・保存期間を過ぎたデータの削除方法について、手続面も含めてどのように削除するか具体的に検討すること。 【評価書への反映】 ・アクセスログの保存期間を7年間に延長する。
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[]既存住民基本台帳システム	[O]既存住民基本台帳システム を追記	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	介護保険システム、後期高齢者医療システム、障害福祉システム、生活保護システム、児童福祉システム、母子寡婦システム、高齢者福祉システム、子ども子育てシステム、保険衛生システム、学籍・就学援助システム、国保・年金システム、住宅管理システム、eLTAXシステム、滞納管理システム	介護保険、後期高齢者医療、障害福祉、生活保護、児童福祉、母子寡婦、高齢者福祉、子ども子育て、保険衛生、学籍・就学援助、国保・年金、住宅管理、国税連携、申告支援、eLTAX、課税資料イメージ検索、収納管理、滞納管理システム	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム システム5 ②システムの機能	・督促機能 納期限を過ぎても納付が行われていない納税者を抽出し、督促状を出力する。 督促を実施しても納付が行われない納税者を抽出し、段階的に催告書を出力する。 口座振替管理機能 納税者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法を登録、変更、取消を行う。	・督促機能 納期限を過ぎても納付が行われていない納税者を抽出し、督促状を出力する。 口座振替管理機能 納税者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、登録を行う。	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第1号、第7号(別表第2)、8号(別表第2)における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) (別表第2)における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27項)	・番号法第19条第1号、第7号(別表第2)、8号(別表第2)における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (別表第2)における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	市民税課長 嶋田 太一、納税課長 久松 実長	市民税課長 嶋田 太一、納税課長 杉浦 武博	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	別添1 事務の内容(図内)	記載なし 福祉部長寿介護課	記載なし→団体内統合宛名システム、中間サーバー-接続端末、福祉部生活福祉課を追記 福祉部長寿介護課→東三河広域連合介護保険課	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	別添1 事務の内容(備考)	④ 給与支払報告書、異動届、普通徴収から特別徴収への切替依頼書、所在地名称変更届のデータ送信 ⑤ ②④のデータ送信 ⑥ 給与支払報告書、異動届、普通徴収から特別徴収への切替依頼書、所在地名称変更届の紙媒体提出	④ 給与支払報告書、異動届、普通徴収から特別徴収への切替依頼書、所在地名称変更届等各種資料のデータ送信 ⑤ ②④のデータ送信 ⑥ 給与支払報告書、異動届、普通徴収から特別徴収への切替依頼書、所在地名称変更届等各種資料の紙媒体提出	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	II ファイルの概要(課税対象者情報ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・国税関係情報:対象者の確定申告書を課税資料の1つとして、個人住民税の賦課決定を行うため保有。	削除	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	II ファイルの概要(課税対象者情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ⑥提供方法	[]専用線	[O]専用線 を追記	事前	事前の提出・公表が義務付けられていないが事前に提出
平成30年3月9日	II ファイルの概要(課税対象者情報ファイル) 別添2 特定個人情報ファイル記録項目確定申告支援/国税連携システム以外	記載なし	※2 個人番号は年金保険者から受領した回付データの情報も管理する を追記	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	II ファイルの概要(課税対象者情報ファイル) 別添2 特定個人情報ファイル記録項目確定申告支援システム	記載なし	21 配偶者宛名番号 22 DV区分 23 異動年月日 を追記	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税資料ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報、その他住民票関係情報:対象者の賦課期日現在の居住地、世帯情報、扶養者の対象区分(年齢)を把握するため保有。 ・国税関係情報:対象者の確定申告書を課税資料の1つとして、個人住民税の賦課決定を行うため保有。 ・地方税関係情報:課税の元となる所得、控除情報および課税情報を保有。 ・年金関係情報:対象者の年金支払報告書を課税資料の1つとして、個人住民税の賦課決定を行うために保有。	・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報、その他住民票関係情報:対象者の賦課期日現在の居住地、世帯情報、扶養者の対象区分(年齢)を把握するため保有。 ・国税関係情報:対象者の確定申告書を課税資料の1つとして、個人住民税の賦課決定を行うため保有。 ・地方税関係情報:課税の元となる所得、控除情報および課税情報を保有。 ・医療保険関係情報、介護高齢者福祉関係情報:申告受付の際に社会保険料控除の算出、賦課決定の際に社会保険料控除の確認をするために保有。 ・年金関係情報:対象者の年金支払報告書を課税資料の1つとして、個人住民税の賦課決定を行うために保有。	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税資料ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※	[]評価実施機関内の他部署()	[○]評価実施機関内の他部署(国保年金課、東三河広域連合介護保険課)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税資料ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 []庁内連携システム []情報提供ネットワークシステム [○]その他(電子ファイル(eLTAX,e-TAX))	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) []フラッシュメモリ []電子メール [○]専用線 [○]庁内連携システム []情報提供ネットワークシステム []その他()	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税資料ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	I 定期的に入手する事務 ・給与支払報告書、公的年金等支払報告書(報告書提出期間・複数回) ・確定申告書、個人住民税申告書(1月～3月の申告受付期間・複数回) ・年金関係情報 (通年・毎月1回) II 個別に対応する事務 ・期限後確定申告・修正・更正確定申告が発生した時点 (通年・複数回) ・住民税申告を受けた都度 (通年・複数回)	I 定期的に入手する事務 ・給与支払報告書、公的年金等支払報告書、寄附金税額控除に係る申告特例通知書等(1月頃提出期間・複数回) ・確定申告書、個人住民税申告書(1月～3月の申告受付期間・複数回) ・年金関係情報 (通年・毎月1回) II 個別に対応する事務 ・期限後確定申告・修正・更正・決定が発生した時点 (通年・複数回) ・住民税に係る申告・申請を受けた都度 (通年・複数回)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税資料ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に基づき、本人、税務署、事業所、保険者より紙、電子記録媒体、国税連携システム、eLTAXにて入手する。また、豊橋市の課税対象者の申告書を他自治体が入手した場合、当該自治体からの回送により、申告書を入手している。	・申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に基づき、本人、税務署、事業所、保険者より紙、電子記録媒体、国税連携システム、eLTAXにて入手する。また、豊橋市の課税対象者の課税資料を他自治体からの送付により入手している。	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税資料ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	賦課決定に必要な各種情報については、番号法第19条第7号 別表第2の7項に規定されている。	賦課決定に必要な各種情報等については、地方税法及び番号法第19条第7号 別表第2の27項に規定されている。	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税資料ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[]電子記録媒体	[○]電子記録媒体 を追記	事前	事前の提出・公表が義務付けられていないが事前に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税資料ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(1)件	[○]提供を行っている(2)件	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税資料ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	地方税法317条の6	地方税法317条の6、番号法第19条	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税資料ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 について	記載なし	全項目記載	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税資料ファイル) 別添2 特定個人情報ファイル記録項目 確定申告支援/国税連携システム以外	記載なし	194 寄附金申告特例控除額 195 寄附金支払(申告特例) 196 新住宅借入金控除見込額(限度額7%適用分)を追記	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税資料ファイル) 別添2 特定個人情報ファイル記録項目 確定申告支援システム 課税資料ファイル(給報・年報)	99 個人番号	99 年金支払金額4 100 年金源泉徴収4 101 非居住者である親族の数 102 提出義務者の個人番号又は法人番号 103 支払を受ける者の個人番号 以下略(変更前番号99以下を、該当項目の変更後に記載してあるとおり変更)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税資料ファイル) 別添2 特定個人情報ファイル記録項目 確定申告支援システム 課税資料ファイル(申告者本人情報、配偶者・扶養者情報、専従者情報)	記載なし	66 真正性確認区分 67 国税連携_個人番号 68 真正性確認区分(被扶養者) 69 国外居住区分(被扶養者) 70 真正性確認区分(専従者)を追記	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税資料ファイル) 別添2 特定個人情報ファイル記録項目 国税連携システム 課税資料ファイル(申告書情報)	記載なし	170 配偶者真正性確認区分 171 扶養者個人番号7 172 扶養者個人番号8 以下略(170以降を追記)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税資料ファイル) 別添2 特定個人情報ファイル記録項目 国税連携システム 課税資料ファイル(配偶者・扶養者情報、専従者情報)	記載なし	38 真正性確認区分(被扶養者) 39 国外居住区分(被扶養者) 40 真正性確認区分(専従者)を追記	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元※	[]評価実施機関内の他部署(障害福祉課、生活福祉課、国保年金課、長寿介護課)	[]評価実施機関内の他部署(障害福祉課、生活福祉課、国保年金課、東三河広域連合介護保険課)	事前	重要な変更の項目であるが名称の変更のみであり重要な変更に当たらないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	Ⅱ 個別的に対応する事務 ・期限後確定申告・修正・更正確定申告が発生した時点 (通年・複数回) ・住民税申告を受けた都度 (通年・複数回)	Ⅱ 個別的に対応する事務 ・期限後確定申告・修正・更正・決定が発生した時点 (通年・複数回) ・住民税に係る申告・申請を受けた都度 (通年・複数回)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に基づき、本人、税務署、事業所、保険者より紙、電子記録媒体、国税連携システム、eLTAXにて入手する。また、豊橋市の課税対象者の申告書を他自治体が入手した場合、当該自治体からの回送により、申告書を入手している。	・申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に基づき、本人、税務署、事業所、保険者より紙、電子記録媒体、国税連携システム、eLTAXにて入手する。また、豊橋市の課税対象者の課税資料を他自治体からの送付により入手している。	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	賦課決定に必要な各種情報については、番号法第19条第7号 別表第2の7項に規定されている。	賦課決定に必要な各種情報等については、地方税法及び番号法第19条第7号 別表第2の27項に規定されている。	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6 ②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先37 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の74項	番号法第19条第7号 別表第2の74項、番号法19条第10項、豊橋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事前	事前の提出・公表が義務付けられていないが事前に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先37 ②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 豊橋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例で定められた事務	事前	事前の提出・公表が義務付けられていないが事前に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先37 ⑥提供方法	[]紙 []その他()	[○]紙 [○]その他(担当者による調査、庁内連携)	事前	事前の提出・公表が義務付けられていないが事前に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先40 ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先43 ②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、実施地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先48 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先51 ②提供先における用途	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先58 ⑥提供方法	[]専用線	[○]専用線 を追記	事前	事前の提出・公表が義務付けられていないが事前に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先59	税務署	国税庁長官	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先59 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先59 ⑥提供方法	[]専用線 [○]紙 [○]その他(LGWAN)	[○]専用線 [○]紙 [] その他()	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先60 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号、政令第22条	番号法第19条第9号、政令第22条	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先60 ②提供先における用途	市町村が個人市民税の課税を適切に行うため(住登外者の二重課税防止)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先60 ⑥提供方法	[]専用線	[○]専用線 を追記	事前	事前の提出・公表が義務付けられていないが事前に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先60 ⑦時期・頻度	当初課税後6月ころ、住登外課税を行った都度	当初課税後照会を受けた都度、住登外課税を行った都度	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先61	日本年金機構	年金保険者	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先61 ②提供先における用途	年金特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握するため	年金特別徴収に係る情報を特別徴収義務者が把握するため	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先61 ②提供先における用途	年金特別徴収税額	地方税関係情報	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先61 ⑦時期・頻度	当初課税及び更正時(2ヶ月に1回)	当初課税及び更正時(1ヶ月に1回)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先62	教育委員会学校教育課	豊橋市教育委員会	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先62 ①法令上の根拠	番号法第19条第9項に基づく条例を定める予定	番号法第19条第10号、豊橋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先62 ②提供先における用途	特別支援学校へ就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	・特別支援学校へ就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に準じて行う私立高等学校等授業料補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先62 ⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム	[O]情報提供ネットワークシステム を追記	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先63	教育委員会教育政策課	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先63 ①法令上の根拠	番号法第19条第9項に基づく条例を定める予定	番号法第19条第7号 別表第2の38項	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先63 ②提供先における用途	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・特別支援学校へ就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定める用途	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先64	提供先:上下水道局総務課 ①番号法第19条第9項に基づく条例を定める予定 ②児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③地方税関係情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者 ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けた都度	全項目削除	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の8項、84項、番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第1項、番号法第9条第2項、豊橋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 移転先1 ②移転先における用途	・児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	・児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・豊橋市障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第45号)による障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの ・豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例(平成5年豊橋市条例第19号)による精神障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)に準じて行う手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に係る費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の9項、44項、56項、94項、番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第1項、番号法第9条第2項、豊橋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 移転先2 ②移転先における用途	・児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの ・児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	・児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの ・児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・豊橋市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第11号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの ・豊橋市母子父子福祉手当支給条例(昭和49年豊橋市条例第11号)による母子父子福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの ・豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年豊橋市条例第49号)による母子父子家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の10項、70項、番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第1項、番号法第9条第2項、豊橋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の30項、59項、番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第1項、番号法第9条第2項、豊橋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 移転先4 ②移転先における用途	・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に準じて行う後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の19項、35項、番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第1項、番号法第9条第2項、豊橋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 移転先6	福祉部長寿介護課	東三河広域連合介護保険課	事前	事前の提出・公表が義務付けられていないが事前に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の41項、68項、番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第1項、番号法第9条第2項、豊橋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 移転先6 ②移転先における用途	・老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	・老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の49項、番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第1項、番号法第9条第2項、豊橋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報 の提供・移転 移転先7 ②移転先における用途	・母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	・母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・健康保険法(大正11年法律第70号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に準じて行う小児慢性特定疾病医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの ・児童福祉法に準じて行う小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に準じて行う育成医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報 の提供・移転 移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の8項、番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第1項、番号法第9条第2項、豊橋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報 の提供・移転 移転先8 ②移転先における用途	・児童福祉法による、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	・児童福祉法による、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・私立幼稚園への通園児の保護者に対する私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報 の提供・移転 移転先9 ①法令上の根拠	番号法第9条第10項 別表第一の76項	番号法第9条第1項、番号法第9条第2項、豊橋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報 の提供・移転 移転先9 ③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報	地方税関係情報	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報 の提供・移転 移転先9 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報 の提供・移転 移転先10 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の15項、番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第1項、番号法第9条第2項、豊橋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報 の提供・移転 移転先10 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報 の提供・移転 移転先11 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の56項、番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第1項、番号法第9条第2項、豊橋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 移転先11 ②移転先における用途	・児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	・児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 移転先11 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転 移転先11 ⑥提供方法	[]その他()	[○]その他(担当者による調査、庁内連携)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 別添2 特定個人情報ファイル記録項目 課税台帳ファイル	記載なし	407 寄附申告特例控除額 408 寄附金支払(申告特例) 409 新住宅借入金控除見込額(限度額7%適用分)を追記	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(収納情報ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	財務部市民税課	財務部市民税課、財務部納税課	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅱ ファイルの概要(収納情報ファイル) 3. 特定個人情報情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署※	財務部納税課、財務部市民税課、財務部資産税課、財務部債権管理課、福祉部国民年金課	財務部納税課、財務部市民税課、財務部資産税課、財務部債権管理課、福祉部国保年金課	事後	重要な変更の項目であるが名称の変更のみであり重要な変更にあたらないため事後に提出
平成30年3月9日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い(プロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	・収納管理システムへのユーザIDごとのアクセス権限の登録/変更の際は、個人住民税システムへアクセスできる端末の解放の許可を市民税課長に得た上で、情報システム部門の長が決裁の上、同部門の長又はその代理の者が設定の変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除する。	・収納管理システムへのユーザIDごとのアクセス権限の登録/変更の際は、個人住民税システムへアクセスできる端末の解放の許可を市民税課長に得た上で、情報システム部門の長が決裁の上、同部門の長又はその代理の者が設定の変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除する。	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
平成30年3月9日	全頁	確定申告システム	申告支援システム	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため事後に提出
令和1年7月1日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 嶋田 太一、納税課長 杉浦 武博	課長	事後	様式変更
令和3年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	当初課税準備 ・納税義務者登録機能(略)	1当初課税準備 (1)納税義務者登録機能(略)	事後	文言の修正であり、事前の公表・提出が義務付けられていないため
令和3年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]その他(介護保険、後期高齢者医療、障害福祉、生活保護、児童福祉、母子寡婦、高齢者福祉、子ども子育て、保険衛生、学籍・就学援助、国保・年金、住宅管理、国税連携、申告支援、eLTAX、課税資料イメージ検索、収納管理、滞納管理システム)	[○]その他(東三河広域連合介護、後期高齢者医療、障害福祉、生活保護、児童福祉、母子寡婦、高齢者福祉、子ども子育て、保健衛生、学齢簿、国保・年金、住宅管理、国税連携、申告支援、eLTAX、イメージ管理、収納管理システム)	事後	文言の修正であり、事前の公表・提出が義務付けられていないため
令和3年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	各種データ取込 ・宛名情報取込機能(略)	1各種データ取込 (1)宛名情報取込機能(略)	事後	文言の修正であり、事前の公表・提出が義務付けられていないため
令和3年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③システムの機能	・申告書データ取込・仕訳(略)	1申告書データ取込・仕訳(略)	事後	文言の修正であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	課税資料イメージ検索システム	イメージ管理システム	事後	文言の修正であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	・イメージデータ管理機能 (略)	1イメージデータ管理機能 (略)	事後	文言の修正であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	賦課情報取込 ・賦課情報登録機能 (略)	1賦課情報取込 (1)賦課情報登録機能 (略)	事後	文言の修正であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 []税務システム [○]その他(個人住民税システム、滞納管理システム)	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム []その他()	事後	文言の修正であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	1. 宛名管理機能: (略)	1宛名管理機能 (略)	事後	文言の修正であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	1. 符号管理機能: (略)	1符号管理機能 (略)	事後	文言の修正であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年2月15日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル	課税情報ファイル、収納情報ファイル	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	I 基本情報(別添1)事務の内容		㊸の表記を変更 ㊹の滞納管理システムを削除	事後	事前に提出・公表が義務付けられていないため
令和3年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 1. 特定個人情報ファイル名	課税対象者情報ファイル	課税情報ファイル	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	賦課期日現在の住民を正確に把握し、個人住民税の公平かつ適正な賦課を行うため	賦課期日現在の住民を正確に把握し、課税資料に基づいて税額計算を行い、個人住民税の公平かつ適正な賦課を行うため	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]国税関係情報 []医療保険関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []年金関係情報	[○]国税関係情報 [○]医療保険関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 [○]年金関係情報	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報、その他住民票関係情報:対象者の賦課期日現在の居住地、世帯情報、扶養者の対象区分(年齢)を把握するため保有。 ・連絡先:税額決定通知の送付先、税務調査等のために保有。 ・地方税関係情報:課税対象者の課税状況を管理するための区分を保有。 ・障害者福祉関係情報:申告受付、賦課決定の際、障害者控除額の確認を行うため保有。 ・生活保護関係情報:生活保護情報に基づき、非課税対象の有無、減免対象の有無の確認を行うため保有。	・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報、その他住民票関係情報:対象者の賦課期日現在の居住地、世帯情報、扶養者の対象区分(年齢)を把握するため保有。 ・連絡先:税額決定通知の送付先、税務調査等のために保有。 ・国税関係情報:対象者の確定申告書を課税資料の1つとして、個人住民税の賦課決定を行うため保有。 ・地方税関係情報:課税の元となる所得、控除情報及び課税情報を保有。 ・医療保険関係情報:申告受付及び賦課決定の際に社会保険料控除額を確認するために保有。 ・障害者福祉関係情報:申告受付及び賦課決定の際に障害者控除額を確認するために保有。 ・生活保護関係情報:生活保護情報に基づき、非課税対象の有無、減免対象の有無を確認するために保有。 ・介護高齢者福祉関係情報:申告受付及び賦課決定の際に社会保険料控除額を確認するために保有。 ・年金関係情報:対象者の年金支払報告書を課税資料の1つとして、個人住民税の賦課決定を行うため及び年金からの個人住民税の特別徴収を決定、保険者へ通知するために保有。	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ① 入手元	[] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署(市民課、資産税課、障害福祉課、生活福祉課) [] 行政機関・独立行政法人等() [] 地方公共団体・地方独立行政法人() [] 民間事業者() [] その他()	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署(市民課、資産税課、障害福祉課、生活福祉課、国保年金課、東三河広域連合介護保険課) [○] 行政機関・独立行政法人等(税務署、日本年金機構) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人(他自治体) [○] 民間事業者(給与支払報告者、年金支払報告者(日本年金機構を除く)) [] その他()	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤り があり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ② 入手方法	[] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [] その他()	[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[] フラッシュメモリ [] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [] その他()	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤り があり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ③ 入手の時期・頻度	I 定期的に入手する事務 ・住民情報 (賦課期日現在の情報・年1回) (その後の異動状況・通年毎開庁日) II 個別的に対応する事務 ・居住の実態を調査し、登録が必要と判断された場合 (主に2～4月・複数回)	I 定期的に入手する事務 ・住民情報(賦課期日現在の情報・年1回)(その後の異動状況・通年毎開庁日) ・給与支払報告書、公的年金等支払報告書、寄付金税額控除に係る申告特例通知書等(1月頃提出期間・複数回) ・確定申告書・個人住民税申告書(1月～3月の申告受付期間・複数回) ・年金関係情報(通年・毎月1回) ・医療保険情報・障害者関係情報・生活保護情報(1月・年1回) ・介護保険情報(通年・毎月1回) ・地方税関係(遠隔地扶養調査)(通年・毎月1回) II 個別的に対応する事務 ・居住の実態を調査し、登録が必要と判断された場合(主に2月～4月・複数回) ・期限後確定申告・修正・更正・決定が発生した時点(通年・複数回) ・住民税に係る申告・申請を受けた都度(通年・複数回)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤り があり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性	地方税法第24条および第294条に定められた納税義務者について、適正かつ公平な課税事務を行う為に個人番号を入手する。	・地方税法第24条及び第294条に定められた納税義務者について、公平かつ適正な賦課決定を行うために個人番号を入手する。 ・申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に基づき本人、税務署、事業所、年金保険者より紙、電子記録媒体、国税連携システム、eLTAXにて入手する。また、豊橋市の課税対象者の課税資料を他自治体からの送付により入手する。 ・各対象者の障害者関係情報、生活保護関係情報については、非課税者の把握、控除額を正確に把握するため、庁内連携システムから入手する。 ・公平、正確な税額を算出するために、他自治体等からの被扶養者の所得・扶養状況等の情報を入手する。 ・医療保険情報、介護高齢者福祉情報については、申告受付時申告者の確認書類軽減のため、庁内連携システムにて入手する。	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤り があり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	番号法第19条第7号 別表第2の27項	地方税法及び番号法の規定に基づき入手することで、本人に明示されている。	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤り があり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥ 使用目的	正確・公平な個人住民税の賦課を行うための課税対象者を管理するため	個人住民税の公平かつ適正な賦課決定を行うため。	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤り があり使用する関係情報を整理した

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法	Ⅰ 課税対象者(納税義務者)の管理 以下の課税対象者(非課税者含む)情報の登録(更新)を行う ・1月1日現在、住民登録されている者 ・1月1日現在、事務所・家屋敷を持っている者で、当該区市町村内に住所がない者 ・市内に住民票はないが、居住実態のある者(住登外者) ・課税対象者の配偶者、扶養者、専従者で、当該市町村内に住所がない者	Ⅰ 課税対象者(納税義務者)及び被扶養者の管理 ・課税対象者(納税義務者)及び被扶養者情報を登録する。 Ⅱ 申告書受付事務 ・住民票情報、医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報から社会保険料控除の額を確認。 Ⅲ 当初賦課決定、通知に関する事務 ・各種支払報告書、申告書や届出書等から取得した情報を登録し、課税対象者の情報に紐づける。 ・生活保護関係情報、障害者福祉関係情報により、非課税、控除の判定を行う。 ・紐づけた課税資料から算出する結果を合算し、賦課情報を作成・保管する。 ・他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは、資料回送する。 ・課税対象者本人、特別徴収義務者(事業所)、年金保険者へ税額通知送付する。 ・遠隔地扶養者の地方税情報を調査し、必要に応じて賦課情報を修正、通知する。 ・住登外課税した課税対象者の住民登録地に豊橋市が個人住民税を賦課した旨通知する。 Ⅳ 当初賦課決定後の事務 ・課税資料に修正があった場合は、随時賦課情報を修正し、税額変更を通知する。 Ⅴ 証明書発行、更正に関する事務 ・課税対象者からの申請にもとづき課税証明書、所得証明書等の証明書を発行する。	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法 情報の突合	個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する	・個人を正確に特定するため、内部番号、個人4情報や個人番号を用いて突合し、正確性を担保する。 ・各課税資料の情報と課税対象者情報を突合し、個人特定を行う【上記Ⅲ】 ・住民票情報と障害者福祉関係情報、生活保護関係情報を突合し、非課税者、控除額を確認する。【上記Ⅲ】 ・申告のあった扶養控除の情報と他市町村の地方税情報を突合し、控除の正当性を確認する。【上記Ⅲ、Ⅳ】 ・住民票情報と賦課情報を突合し、税額通知に係るデータ作成を行う。【上記Ⅲ】	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	記載なし	個人住民税の賦課決定・賦課更正	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	【委託する】(2件)	【委託する】(4件)	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	記載なし	当初課税データ入力業務(略)	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	記載なし	税額決定通知書等印刷・封入封緘業務(略)	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	【○】提供を行っている(1件) [] 移転を行っている() [] 行っていない	【○】提供を行っている(66件) [] 移転を行っている(12件) [] 行っていない	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2	記載なし	他市町村(略)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3	記載なし	国税庁長官(略)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	記載なし	個人住民税特別徴収義務者 (略)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5	記載なし	年金保険者 (略)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6	記載なし	豊橋市教育委員会 (略)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7	記載なし	提供先7以降の詳細については、別紙1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧」を参照のこと (略)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7 別紙1	記載なし	別紙1 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧 (略)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	記載なし	移転先の詳細については、別紙2「移転先一覧」を参照のこと (略)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 別紙2	記載なし	別紙2 移転先一覧 (略)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	- 以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバー内にデータとして保管している。 - データセンターの建屋及びデータセンターオペレーション室への入室は、セキュリティカードによる入退出チェックを行っている。 - サーバーは許可された人だけが入場できる場所に設置している。 - 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザーに対する認可機能によって、そのユーザーがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、ログ運用を行っている。	＜本市における措置＞ - 以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバー内にデータとして保管している。 - データセンターの建屋及びデータセンターオペレーション室への入室は、権限を持った者しか入館・入室できず、自動での本人確認を行っている。入館の際には持込品検査を実施している。 - サーバー室は前室と入室の2段階で入室チェックを行い許可された者のみが入室可能であるよう制限している。 - 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザーに対する認可機能によって、そのユーザーがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、ログ運用を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ - 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 - 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	保管期間を過ぎたデータについては、本市の判断において、適宜削除を行う。 ＜申告支援システム／国税連携システムにおける措置＞ 年度単位にデータベースを構築しており、保管期間を過ぎたデータについては、その該当年度データベースの削除を行っている。	＜本市における措置＞ 保管期間を過ぎたデータについては、本市の判断において、適宜削除を行う。 ＜申告支援システム／国税連携システムにおける措置＞ - 年度単位にデータベースを構築しており、保管期間を過ぎたデータについては、その該当年度データベースの削除を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ - 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 - ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	確定申告支援／国税連携システム以外 課税対象者情報ファイル (略) 確定申告支援／国税連携システム以外 課税対象者情報ファイル(被扶養者) (略)	【個人住民税システム】 1. 課税対象者 (略) 2. 保険料支払額 (略) 3. 基礎年金番号索引 (略) 4. 年金特徴候補者 (略) 5. 年金特徴管理 (略) 6. 被扶養者 (略) 7. 所得・控除 (略)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤り があり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	確定申告支援システム 課税対象者情報ファイル (略) 国税連携システム 課税対象者情報ファイル (略)	【確定申告支援システム／国税連携システム】 1. 課税対象者 (略) 2. 課税資料情報ファイル(給報・年報) (略) 3. 課税資料情報ファイル(給報・年金 配偶者・ 被扶養者情報) (略)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため データテーブルの認識に誤り があり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	課税資料ファイル (略)	削除	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤り があり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	課税台帳情報ファイル (略)	削除	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤り があり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 1. 特定個人情報ファイル名	課税対象者情報ファイル	課税情報ファイル	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤り があり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容		・窓口での申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認している。 ・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。 ・電子媒体による事業者・年金保険者からの入手については、事前に提出の承認をした者、法令により義務付けられた者からのみ入手することになっている。 ・賦課期日(1月1日)時点での課税対象者情報に記録のない申告情報については、本市で課税するかどうかを判断した上で、課税する場合は、住民票上の住所地市町村に対して通知する等を行っており、目的の範囲を超えた入手が行われない対策をとっている。(地方税法第294条) ・課税対象でない場合は、該当市町村を調査した上で、郵送等により情報を伝達している。 を追記	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤り があり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		・個人住民税に係る申告書情報については、賦課期日現在本市に居住しているかを聞き取った上で申告受付を行っている。 ・eLTAX、国税連携システム等で入手する申告情報(電子ファイル)については、LGWAN(総合行政ネットワーク)に接続された当該システムから入手し、当該システムに対しても、認証等により特定の権限者以外は操作が行えない仕組みが確立されている。 を追記	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤り があり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容		・申請受付の際は、窓口で個人番号カード、通知カードの提示あるいは聞き取り等により、本人確認を行っている。 ・代理申請の場合は、代理申請者の署名及び申請者の本人確認を行い申告者本人の情報であることを確認している。 を追記	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤り があり使用する関係情報を整理した

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3: 入手した特定個人情報が入力された個人番号の真正性確認の措置の内容		・提出された申告資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ・上記による確認がとれない場合、該当者が当該市町村に住所をもつ者であれば、個人住民税システムによる宛名管理システムと照合し、個人番号の確認を行う。 を追記	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3: 入手した特定個人情報が入力された個人番号の真正性確保の措置の内容		・申告書等に記載される個人番号入力時には、誤入力を防止するためチェックデジットの検査が実装されている。 を追記	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・本市に住所を有しない者の個人番号を住民基本台帳ネットワークシステムより取得する場合は、利用する住民基本台帳ネットワークシステムにおいて特定の権限者以外に利用できないような仕組みが構築されている。	・住民基本台帳ネットワークシステムにより、本市に住所を有しない者の住民登録地を個人番号を用いて参照する場合は、利用する住民基本台帳ネットワークシステムにおいて特定の権限者以外に利用できないような仕組みが構築されている。 ・紙媒体については、定められた保管場所へ施錠管理等を行い、漏洩・紛失を防止する。 ・eLTAX、国税連携システム等で入手する申告情報(電子ファイル)については、当該システムから入手した際に、適切なアクセス制御がなされた保管場所に格納し、入手した情報の漏洩あるいは紛失を防止する対策をとっている。	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法		・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるかをシステムでチェックしている。 を追記	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法		・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報企画課職員が不要となったIDや権限を変更または削除している。 を追記	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・個人住民税システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している。) ・自動実行等による処理についても、同様に監査証跡の記録を行っている。 ・監査証跡については7年間保存している。	・個人住民税システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、アクセスログの記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している。) ・自動実行等による処理についても、同様にアクセスログの記録を行っている。 ・アクセスログについては7年間保存している。	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムへのユーザーIDごとのアクセス権限については、情報企画課職員が管理を行い、登録／変更の際は、電算担当職員が設定の変更を行っている。 ・ユーザーIDやアクセス権限については、情報企画課が定期的に確認を実施している。 ・随時、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ・個人住民税システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって個人住民税システムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。	・他市区町村や行政機関において住民等の情報を事務外の目的で閲覧したり、漏えい事故を起こしたケースについての新聞記事等を職場で共有し注意喚起を行っている。 ・個人や他市区町村、関係機関からの問合せに対する対応方法について、年度当初に注意喚起している。 ・アクセスログを記録し、分析する。 ・アクセスログを管理していることを周知し、事務外利用を抑止している。 ・従事者に対し個人情報の取扱いについての研修を実施し、事務外利用の禁止を徹底している。	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・取り扱っている個人情報について、市として随時、実地調査できるよう契約で定めている。	・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。	事前	重要な変更のためデータテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法		・業務に従事する者は必要最小限の者に留めることとしている。 を追記	事前	重要な変更のためデータテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	アクセスログによる記録を残している。	・委託側において利用するユーザーIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。	事前	重要な変更のためデータテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・業務に関して知りえた個人情報を提供できないことを契約書に明記する。	・本市の指示または書面による承諾がある場合を除き、業務に関して知りえた個人情報を契約の目的以外の目的のために提供してはならないと定めている。 ・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。	事前	重要な変更のためデータテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法		・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。 を追記	事前	重要な変更のためデータテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	・個人情報の改ざん、盗用等の防止について必要な措置を講じる。 ・個人情報を取り扱うものを最小限に制限する。	・個人情報を業務の目的外で使用・提供しないこと ・個人情報の改ざん、盗用等の防止について措置を講じること ・個人情報の適切な管理（運搬方法、保管場所）のために必要な措置を講じること ・本市の書面による承諾がある場合を除き、個人情報資料の複写、複製しないこと ・個人情報の適正な取扱いについて、従事者に対し監督及び教育を行うこと ・個人情報の取扱い状況について、随時委託先に対して報告を求め実地調査を行うことができること ・個人情報を取り扱うものを最小限に制限すること	事前	重要な変更のためデータテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・原則再委託は禁止している。	・原則再委託は禁止している。ただし特別な理由があり再委託を認める場合は、書面により本市の承認をうけることとしており、委託先と同様の取り扱いを遵守させる。	事前	重要な変更のためデータテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内の監査証跡（ログ）に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みとなっている。 ・提供及び移転の記録は7年分保存している。	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のアクセスログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みとなっている。 ・提供及び移転の記録は7年分保存している。	事前	重要な変更のためデータテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼票を提出してもらうこととしており、依頼票の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供することとしている。	・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、移転先の各担当課より情報使用承認申請書を提出してもらうこととしており、申請書の内容を検査した上で、申請書に記載のある目的以外で使用しないことを遵守する前提で必要な情報のみを提供することとしている。	事前	重要な変更のためデータテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 を追記	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容		・本人からの申請を受けるほか、他機関からの修正申告情報を入手した場合は、遅滞なく税額更正処理を実施している。 を追記	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	課税資料ファイル(略)	削除	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	課税台帳情報ファイル (略)	削除	事前	重要な変更のため データテーブルの認識に誤り があり使用する関係情報を整理した
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納情報ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号: 収納情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 ・その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 ・地方税関係情報: 納付の元となる課税(調定)情報を保有する。	・個人番号及びその他識別番号: 対象者を正確に特定するために保有。 ・地方税関係情報: 納付の元となる課税(調定)情報を保有する。	事後	文言の修正であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	財務部納税課、財務部市民税課、財務部資産税課、財務部債権管理課、福祉部国保年金課	納税課、市民税課、資産税課、債権管理課、国保年金課	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	地方税法第34条、第45条の2から第45条の3の3、第294条及び第317条の2に基づいて課税された賦課情報を使用するため。	個人住民税の公平かつ適正な徴収事務を行うため、高度で専門性の高い知識を有する民間事業者へシステムの運用・保守業務を委託している。	事後	文言の修正であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	個人住民税の公平かつ適正な賦課を行うため、高度で専門性の高い知識を有する民間事業者へシステムの運用・保守業務を委託している。	個人住民税の公平かつ適正な徴収事務を行うため、高度で専門性の高い知識を有する民間事業者へシステムの運用・保守業務を委託している。	事後	文言の修正であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバー内にデータとして保管している。 ・データセンターの建屋及びデータセンターオペレーション室への入室は、セキュリティカードによる入退出チェックを行っている。 ・サーバーは許可された人だけが入場できる場所に設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザーに対する認可機能によって、そのユーザーがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、ログ運用を行っている。	・以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバー内にデータとして保管している。 ・データセンターの建屋及びデータセンターオペレーション室への入室は、権限を持った者しか入館・入室できず、自動での本人確認を行っている。入館の際には持込品検査を実施している。 ・サーバー室は前室と入室の2段階で入室チェックを行い許可された者のみが入室可能であるよう制限している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザーに対する認可機能によって、そのユーザーがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、ログ運用を行っている。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報の概要(収納情報ファイル) (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	収納情報ファイル (略) 収納情報ファイル(納付明細) (略)	【個人住民税システム】 1. 収納 (略) 2. 還付 (略) 3. 充当 (略) 4. 返戻公示 (略) 5. 過誤納 (略) 6. 納付明細 (略) 7. 仮消込 (略)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	収納情報ファイルについては、課税台帳ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税対象情報ファイル)」、(課税資料ファイル)、「2. 特定個人情報の入手」―「リスク1」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル)」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク1」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	同上	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル)」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク1」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（収納情報ファイル） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	収納情報ファイルについては、課税台帳ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税対象情報ファイル）、（課税資料ファイル）、（課税台帳情報ファイル）」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク2」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク2」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（収納情報ファイル） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	収納情報ファイルについては、課税台帳ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税対象情報ファイル）、（課税資料ファイル）、（課税台帳情報ファイル）」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク3」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク3」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（収納情報ファイル） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	収納情報ファイルについては、課税台帳ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税対象情報ファイル）、（課税資料ファイル）、（課税台帳情報ファイル）」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク3」の該当項目に記載されている措置が講じられている。	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク3」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（収納情報ファイル） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	収納情報ファイルについては、課税台帳ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税対象情報ファイル）、（課税資料ファイル）、（課税台帳情報ファイル）」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク3」の該当項目に記載されている措置が講じられている。	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク3」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（収納情報ファイル） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい、紛失するリスク リスクに対する措置の内容	先述の特定個人情報ファイル（課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル）において入手した情報から作成しているため、本項は「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税対象情報ファイル）、（課税資料ファイル）、（課税台帳情報ファイル）」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク4」の該当項目に記載されている措置と同等の対策が講じられている。	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」―「2. 特定個人情報の入手」―「リスク4」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（収納情報ファイル） 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要ない情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	宛名管理システムにおいては、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報（4情報）とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務（システム）以外では、アクセスできないようにしている。	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」―「3. 特定個人情報の使用」―「リスク1」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（収納情報ファイル） 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・番号利用業務以外の部門（条例に規定されていない業務も含む）における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。（個人番号を物理的に表示しない）又、収納管理システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・収納管理システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・収納管理システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル）」―「3. 特定個人情報の使用」―「リスク1」の該当項目に記載されている措置が講字られた情報を使用している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（収納情報ファイル） 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。	・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。	事前	重要な変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 3. 特定個人情報使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	・収納管理システムへのユーザIDごとのアクセス権限の登録/変更の際は、個人住民税システムへアクセスできる端末の解放の許可を市民税課長に得た上で、情報システム部門の長が決裁の上、同部門の長又はその代理の者が設定の変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除する。	・収納管理システムへのユーザーIDごとのアクセス権限については、個人住民税システムへアクセスできる端末の解放の許可を市民税課長に得た上で、情報企画課職員が管理を行い、登録/変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報企画課職員が不要となったIDや権限を変更または削除している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 3. 特定個人情報使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・収納管理システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行っている。 ・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。	・収納管理システムへのユーザーIDごとのアクセス権限については、情報企画課職員が管理を行っている。 ・ユーザーIDやアクセス権限については、情報企画課が定期的に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 3. 特定個人情報使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・収納管理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったまで記録している。) ・自動実行等による処理についても、同様に監査証跡の記録を行っている。 ・監査証跡については7年間保存する。	・収納管理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、アクセスログの記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったまで記録している。) ・自動実行等による処理についても、同様にアクセスログの記録を行っている。 ・アクセスログについては7年間保存する。	事前	重要な変更のため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 3. 特定個人情報使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・収納管理システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム部門が管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行っている。 ・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門は定期的に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。 ・収納管理システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって収納管理システムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。	・他市区町村や行政機関において住民等の情報を事務外の目的で閲覧したり、漏えい事故を起こしたケースについての新聞記事等を職場で共有し注意喚起を行っている。 ・個人や他市区町村、関係機関からの問合せに対する対応方法について、年度当初に注意喚起している。 ・アクセスログを記録し、分析する。 ・アクセスログを管理していることを周知し、事務外利用を抑制している。 ・従事者に対し個人情報の取扱いについての研修を実施し、事務外利用の禁止を徹底している。	事前	重要な変更のため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 3. 特定個人情報使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・基幹系システムのデータバックアップ以外に、本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製(コピー)を行っている。 ・複製データへのアクセス権限については、情報システム部門のメンバー以外には行えない。 ・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル)」―「3. 特定個人情報の使用」―「リスク4」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・取り扱っている個人情報について、市として随時、実地調査できるように契約で定めている。	・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法		・誓約書の提出があったものに対してのみ、システム操作の権限を与えている。 を追記	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。	・本市の指示または書面による承諾がある場合を除き、業務に関して知りえた個人情報を契約の目的以外の目的のために提供してはいいない定めている。 ・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（収納情報ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール の内容及びルール遵守の確認方法	「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。	・委託業者は、本市より個人情報が記録された資料の提供を受ける場合は、本市にその個人情報の内容、媒体及び数量を記載した書類を提出する。 ・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（収納情報ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	・「個人情報取扱特記事項」の遵守、保管場所、運搬方法について規定している。	・個人情報を業務の目的外で使用・提供しないこと ・個人情報の改ざん、盗用等の防止について措置を講じること ・個人情報の適切な管理（運搬方法、保管場所）のために必要な措置を講じること ・本市の書面による承諾がある場合を除き、個人情報資料の複写、複製しないこと ・個人情報の適正な取扱いについて、従事者に対し監督及び教育を行うこと ・個人情報の取扱い状況について、随時委託先に対して報告を求め実地調査を行うことができること ・個人情報を取り扱うものを最小限に制限すること	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法		・再委託を認める場合は、委託業者と再委託業者の間で、個人情報の取り扱いについて定めた個人情報取扱特記事項を準用することとする。 ・再委託業者も委託業者と同様に個人情報に関する誓約書を提出する。 を追記	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	同一の個人住民税システム内で管理しており、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセス」におけるリスク対策(その1)―「7. 特定個人情報の保管・消去―「リスク1」の当該項目と同等の措置を講じている。	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセス」におけるリスク対策(課税情報ファイル)―「7. 特定個人情報の保管・消去―「リスク1」の当該項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	同一の個人住民税システム内で管理しており、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセス」におけるリスク対策(その1)―「7. 特定個人情報の保管・消去―「リスク1」の当該項目と同等の措置を講じている。	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセス」におけるリスク対策(課税情報ファイル)―「7. 特定個人情報の保管・消去―「リスク1」の当該項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	・本人からの申請を受けるほか、他機関からの修正申告情報入手した場合は、遅滞なく税額更正処理を実施している。	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセス」におけるリスク対策(課税情報ファイル)―「7. 特定個人情報の保管・消去―「リスク2」の当該項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	定めていない	定めている	事後	誤字の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	・保管期間を過ぎたデータについては、本市の判断において、適宜削除を行う。 ・特定個人情報の削除時には、削除後データに過不足のないように、削除記録を残す。	収納情報ファイルについては、課税情報ファイルに登録されている課税所得情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセス」におけるリスク対策(課税情報ファイル)―「7. 特定個人情報の保管・消去―「リスク3」の当該項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらないため
令和3年2月15日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため
令和3年2月15日	Ⅳその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	記載なし	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため
令和3年2月15日	Ⅴ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル	課税情報ファイル、収納情報ファイル	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月14日	Ⅰ基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第1号、第7号(別表第2)、8号(別表第2)における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (別表第2)における情報照会)の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項	・番号法第19条第1号、第8号(別表第2)、9号(別表第2)における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (別表第2)における情報照会)の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月14日	I 基本情報（別添1）事務の内容	こども未来部こども家庭課	こども未来部子育て支援課	事後	組織の名称変更であり、重要な変更にあらないため
令和3年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要（課税情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要（課税情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項、番号法第19条第7号、豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	番号法第9条第1項、番号法第19条第8号、豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要（課税情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別紙1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧」に記載	番号法第19条第8号及び別紙1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧」に記載	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要（課税情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の1項	番号法第19条第8号別表第2の1項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要（課税情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の2項	番号法第19条第8号別表第2の2項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要（課税情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の3項	番号法第19条第8号別表第2の3項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要（課税情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の4項	番号法第19条第8号別表第2の4項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要（課税情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の6項	番号法第19条第8号別表第2の6項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要（課税情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の8項	番号法第19条第8号別表第2の8項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要（課税情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の9項	番号法第19条第8号別表第2の9項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要（課税情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の11項	番号法第19条第8号別表第2の11項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の16項	番号法第19条第8号別表第2の16項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の18項	番号法第19条第8号別表第2の18項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の20項	番号法第19条第8号別表第2の20項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の23項	番号法第19条第8号別表第2の23項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の26項	番号法第19条第8号別表第2の26項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の27項	番号法第19条第8号別表第2の27項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の28項	番号法第19条第8号別表第2の28項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の29項	番号法第19条第8号別表第2の29項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	記載なし	番号法第19条第8号別表第2の30項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の31項	番号法第19条第8号別表第2の31項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の34項	番号法第19条第8号別表第2の34項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない

[illegible]

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の64項	番号法第19条第8号別表第2の64項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の65項	番号法第19条第8号別表第2の65項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の66項	番号法第19条第8号別表第2の66項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の67項	番号法第19条第8号別表第2の67項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の70項	番号法第19条第8号別表第2の70項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の71項	番号法第19条第8号別表第2の71項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の74項、番号法19条第10項、豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	番号法第19条第8号別表第2の74項、番号法19条第11項、豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の80項	番号法第19条第8号別表第2の80項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の84項	番号法第19条第8号別表第2の84項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の85の2項	番号法第19条第8号別表第2の85の2項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の87項	番号法第19条第8号別表第2の87項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の91項	番号法第19条第8号別表第2の91項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の92項	番号法第19条第8号別表第2の92項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の94項	番号法第19条第8号別表第2の94項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の97項	番号法第19条第8号別表第2の97項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の101項	番号法第19条第8号別表第2の101項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の102項	番号法第19条第8号別表第2の102項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の103項	番号法第19条第8号別表第2の103項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の106項	番号法第19条第8号別表第2の106項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の107項	番号法第19条第8号別表第2の107項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の108項	番号法第19条第8号別表第2の108項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の113項	番号法第19条第8号別表第2の113項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の114項	番号法第19条第8号別表第2の114項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の115項	番号法第19条第8号別表第2の115項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の116項	番号法第19条第8号別表第2の116項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の117項	番号法第19条第8号別表第2の117項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	番号法第19条第7号別表第2の120項	番号法第19条第8号別表第2の120項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7別紙1	記載なし	提供先62 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の121項 ②提供先における用途 公的給付の支払等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途 ③提供する情報 地方税関係情報 ④対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤対象となる本人の範囲 個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度4 照会を受けた都度	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1別紙2	こども未来部こども家庭課	こども未来部子育て支援課	事後	組織の名称変更であり、重要な変更にあらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目【個人住民税システム】7. 所得・控除	記載なし	業務雑収入 特定支出控除(算出値) 給与所得控除後(算出値) 給与所得・調整控除前(算出値) 所得金額調整控除額1項(入力値) 所得金額調整控除額1項(算出値) 所得金額調整控除額2項(算出値) 業務雑所得(入力値) 業務雑所得(算出値) 特定支出の額 年金以外合計所得金額(入力値) 年金以外合計所得金額(算出後入力値) 全体分合計所得金額(住民税) 全体分合計所得金額(所得税) ひとり親控除(所得税入力値) ひとり親控除(所得税算出値) ひとり親控除(住民税) 調整控除用人的控除合計額差額	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目【個人住民税システム】7. 所得・控除	給与所得(入力値)、給与所得(算出値)	給与所得・調整控除後(入力値)、給与所得・調整控除後(算出値)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目【個人住民税システム】7. 所得・控除	高齢者・寡婦・寡夫控除(所得税入力値)、高齢者・寡婦・寡夫控除(所得税算出値)	寡婦・ひとり親控除(所得税入力値)、寡婦・ひとり親控除(所得税算出値)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目【個人住民税システム】7. 所得・控除	寡婦夫控除(住民税)	寡婦控除(住民税)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目【個人住民税システム】7. 所得・控除	株式等譲渡課税(所得税算出値)、耐震改修等特別控除	削除	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目【確定申告支援システム／国税連携システム】2. 課税資料情報ファイル(給報・年報)	記載なし	所得金額調整控除 基礎控除	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税情報ファイル) (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目【確定申告支援システム／国税連携システム】2. 課税資料情報ファイル(給報・年報)	寡婦特別フラグ 控除対象配偶者38万円以下	ひとり親フラグ 控除対象配偶者48万円以下	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・委託業者に対し、個人情報保護に関する誓約書を提出させている。 ・誓約書の提出があったものに対してのみ、システム操作の権限を与えている。	・個人情報保護に関する誓約書を従事する者から委託業者に対して提出させ、受領報告書、受託者(法人格)の誓約書及び「個人情報保護管理者届及び委託業務場所届」を提出するよう指示している。 ・受領報告書により誓約書の提出が確認されたものに対してのみ、システム操作の権限を与えている。 ・再委託業者も委託業者と同様に個人情報保護に関する誓約書を従事する者から再委託先に提出させ、受領報告書及び再委託先(法人格)の誓約書を受託者に提出するよう指示している。 受託者に対して再委託先から受領した書類の写しを市に提出させている。	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(課税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・再委託業者も委託業者と同様に個人情報に関する誓約書を提出する。	・再委託業者も委託業者と同様に個人情報に関する誓約書及び従事者から再委託業者に提出された誓約書の受領報告書を受託者に提出させている。受託者に対して再委託先から受領した書類の写しを市に提出させている。	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦ 使用の主体 使用部署	納税課、市民税課、資産税課、債権管理課、国保年金課	納税課、市民税課、資産税課、国保年金課	事後	組織の名称変更であり、重要な変更にあたらなため
令和3年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報の閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・委託業者に対し、個人情報保護に関する誓約書を提出させている。 ・誓約書の提出があったものに対してのみ、システム操作の権限を与えている。	・個人情報保護に関する誓約書を従事する者から委託業者に対して提出させ、受領報告書、受託者(法人格)の誓約書及び「個人情報保護管理者届及び委託業務場所届」を提出するよう指示している。 ・受領報告書により誓約書の提出が確認されたものに対してのみ、システム操作の権限を与えている。 ・再委託業者も委託業者と同様に個人情報保護に関する誓約書を従事する者から再委託先に提出させ、受領報告書及び再委託先(法人格)の誓約書を受託者に提出するよう指示している。受託者に対して再委託先から受領した書類の写しを市に提出させている。	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(収納情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・再委託業者も委託業者と同様に個人情報に関する誓約書を提出する。	・再委託業者も委託業者と同様に個人情報に関する誓約書及び従事者から再委託業者に提出された誓約書の受領報告書を受託者に提出させている。受託者に対して再委託先から受領した書類の写しを市に提出させている。	事後	事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和5年3月30日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容		・情報提供ネットワークシステムを利用して公的給付支給等口座登録簿関係情報を取得し、還付金を振り込む。 を追記	事前	重要な変更のため 公金受取口座情報の提供に開始に伴う変更
令和5年3月30日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 収納管理システム ②システムの機能		・情報提供ネットワークシステムを利用して公的給付支給等口座登録簿関係情報を取得し、還付金を振り込む。 を追記	事前	重要な変更のため 公金受取口座情報の提供に開始に伴う変更
令和5年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納情報ファイル) 2. 基本情報④記録される項目 主な記録項目		[○]その他(口座登録・連携ファイル関係情報)を追記	事前	重要な変更のため 公金受取口座情報の提供に開始に伴う変更
令和5年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ① 入手元		[○]行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)を追記	事前	重要な変更のため 公金受取口座情報の提供に開始に伴う変更
令和5年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納情報ファイル)(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 2. 還付		口座登録・連携ファイル情報を追記	事前	重要な変更のため 公金受取口座情報の提供に開始に伴う変更
令和5年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納情報ファイル)(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 6. 納付明細		口座登録・連携ファイル情報を追記	事前	重要な変更のため 公金受取口座情報の提供に開始に伴う変更
	Ⅰ 基本情報(別添1) 事務の内容(図内)	健康部健康政策課	健康部保健医療企画課	事前	組織の名称変更であり、重要な変更にあたらなためが事前に公表
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先一覧 別紙2	健康部健康政策課	健康部保健医療企画課	事前	組織の名称変更であり、重要な変更にあたらなためが事前に公表

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱファイルの概要 6特定個人情報情報の保管・消去 ①保管場所、③消去方法 Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容、⑥技術的対策 具体的な対策の内容、リスク3 消去手順 手順の内容 Ⅳその他のリスク対策 1監査 ②監査 具体的な内容、3その他のリスク対策		<ガバメントクラウドにおける措置>を追加	事前	システムをガバメントクラウドへ移行するにあたり、事前に提出
	全頁、別紙1、別紙2	個人住民税	個人住民税及び森林環境税	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
	I 基本情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容、Ⅱファイルの概要(課税情報ファイル) 3特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	地方税法	地方税法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
	I 基本情報 5個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条及び別表第1第16項	番号法第9条及び別表第24項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
	I 基本情報 6情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第1号、第8号(別表第2)、9号(別表第2)における情報提供の根拠 :第3欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (別表第2)における情報照会の根拠 :第1欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項	(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令)における情報提供の根拠 :第3欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令)における情報照会の根拠 :第1欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
	別紙1:提供先一覧		「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」に沿った内容に修正	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
	I 基本情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	市民税申告書	個人住民税申告書	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらなため
	(別添1)事務内容	市・県民税申告書	個人住民税申告書	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらなため
	Ⅱファイルの概要(課税情報ファイル)3特定個人情報情報の入手・使用①入手元	[O]評価実施機関内の他部署(東三河広域連合介護保険課)	[O]地方公共団体・地方独立行政法人(東三河広域連合介護保険課)	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらなため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3特定個人情報情報の使用リスク3 リスクに対する措置の内容	・他市区町村や行政機関において住民等の情報を事務外の目的で閲覧したり、漏えい事故を起こしたケースについての新聞記事を職場で共有し注意喚起を行っている。	・他市区町村や行政機関において住民等の情報を事務外の目的で閲覧したり、漏えい事故を起こしたケースについての情報を職場で共有し注意喚起を行っている。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらなため
	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[O]その他(東三河広域連合介護、後期高齢者医療、障害福祉、生活保護、児童福祉、母子寡婦、高齢者福祉、子ども子育て、保健衛生、学齢簿、国保・年金、住宅管理、国税連携、申告支援、eLTAX、イメージ管理、収納管理システム)	[O]その他(東三河広域連合介護保険システム、国保年金システム、福祉システム、保健衛生システム、住宅管理システム、国税連携システム、申告支援システム、eLTAXシステム、イメージ管理システム、収納管理システム)	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらなため
	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続		[O]その他(イメージ管理システム、国税連携システム)	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらなため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システム 3 ③他のシステムとの接続	[○]その他(eLTAXシステム)	[○]その他(eLTAXシステム、申告支援シス テム)	事後	文言の修正であり、重要な変 更にあたらないため
	I 基本情報 2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システム 4 ③他のシステムとの接続	[○]その他(国税連携システム)	[○]その他(申告支援システム)	事後	文言の修正であり、重要な変 更にあたらないため
	I 基本情報 2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システム 6 ③他のシステムとの接続	[○]その他(中間サーバー)	[○]その他(中間サーバー、東三河広域連合介 護保険システム、国保年金システム、福祉シス テム、保健衛生システム)	事後	文言の修正であり、重要な変 更にあたらないため